

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）に基づく施策の進捗状況について

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の取組実績	平成28年度の取組予定	担当課担当係
1	生活支援	(1)	相談支援体制の構築	・「障がい者総合相談センター」は、障がい者の相談等を総合的に行い、サービス利用計画案の作成の促進等、相談支援の中核的な役割を担うため、相談業務の質の向上を図るとともに、相談支援機能の充実と専門化を進め、生活支援体制の強化を図り、関係機関との連携の強化を図ります。	・県等主催の各種研修会に職員を参加させ、相談支援機能の充実を図りました。 相談支援従事者専門コース別研修 1人 障害者虐待防止・権利擁護研修 1人 相談支援の体制整備に係る市町村会議 1人 発達障害者に対する理解と関わり方 1人 障害を理由とする差別の解消に向けたフォーラム 1人	・県等主催の各種研修会に職員を参加させ、相談支援機能の充実を図るため、職員3人が相談支援専門員の資格を取得します。 改正障害者雇用促進法の研修 1人 市町村障害者虐待防止担当者連絡会議 1人 千葉県相談支援従事者初任者研修 3人 相談支援従事者専門コース別研修 1人	障がい者支援課 相談支援係
1	生活支援	(1)	相談支援体制の構築	・地域相談員と連携を図り「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発に努めます。	・12月に開かれた地域相談員等合同研修会に職員2人を派遣し、相談活動の展開に努めました。	・地域相談員と連携を図り、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例及び障害者差別解消法の普及啓発に努めます。	障がい者支援課 相談支援係
1	生活支援	(1)	相談支援体制の構築	・家族と暮らす障がい者について、情報提供や相談支援等により、その家庭や家族を支援する家族教室の開催について検討します。	・他の実例を参考に、当事者の思いや訴えに対する共感を得るために、当事者関係者相談を実施しました。	・当事者の思いや訴えに対する共感を得るために、引き続き、当事者関係者相談を実施します。	障がい者支援課 相談支援係
1	生活支援	(1)	相談支援体制の構築	・日常生活自立支援事業については、相談等において、今後、相談支援員等からの支援につながるケースも想定されるため、福祉サービス事業所を中心に普及活動に努めます。	・障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努め、また、市内にある7箇所の相談支援事業所においては、日常生活自立支援事業を含めた基本相談支援を実施しました。	・介護者たる保護者が亡くなったり、高齢になる事で、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)のニーズが高まることが想定され、継続して普及活動に努めます。	障がい者支援課 相談支援係
1	生活支援	(1)	相談支援体制の構築	・成年後見制度については、市民後見人の養成を行い支援体制の充実を図るとともに、障がい者福祉ガイドブック等により情報提供及び関係機関等と連携するなど相談状況に応じた支援を実施します。また、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、制度の適切な利用の推進を図ります。	・障害年金などの個人財産について、成年後見制度支援事業を活用して、適切に管理できるように支援しました。また、相談支援事業所が参加する、地域自立支援協議会の第2回目の相談部会において、成年後見の市長申立て実績及び事例を報告し、成年後見制度の利用促進を図りました。	・成年後見制度の市長申立て件数が1件あり、今後も成年後見制度の利用促進を図ります。	障がい者支援課 相談支援係
1	生活支援	(1)	相談支援体制の構築	・障がい者団体の活動拠点として、総合福祉会館の利用促進を図ります。	・障がい者団体の活動拠点として、総合福祉会館の利用促進に努めました。 【障がい者団体の会館利用状況】 ・登録団体総数:192団体 うち障がい当事者団体:14団体 障がい関係ボランティア団体:10団体 その他の障がい関係:11団体 【4月～3月利用件数】 ・利用総件数:1,891件 うち障がい者関係団体利用件数:183件 ・民間福祉の総合的な福祉サービスを提供する活動の拠点に、施設及び設備の提供並びに活動の支援に努めました。	・障がい者団体の活動拠点として、総合福祉会館の利用促進を図ります。	生活支援課社会係、社会福祉協議会、
1	生活支援	(1)	相談支援体制の構築	・障がい者団体への補助については、団体の活動内容や予算の執行状況により、団体の健全育成・運営に努め、限られた予算の範囲内において可能な限り対応を検討します。	・9団体に運営費の補助を実施しました。 補助金額:1,335,000円	・今年度から、補助金交付規則及び補助金依存率50パーセント以上の団体に対する補助金の交付規則、併せて補助金交付運用基準に基づき、団体の公共性や事業内容により交付するかどうか判断し、適正な事務の執行に努めます。また、障がい者団体への補助については、団体の活動内容や予算の執行状況により、団体の健全育成・運営に努めます。	障がい者支援課 障がい者福祉係
1	生活支援	(1)	相談支援体制の構築	・重度・重複障がい者、強度行動障がい者、自閉症、自閉症スペクトラム、高次脳機能障害(失語症等の関連症状を併発した場合を含む。)について、相談支援や地域自立支援協議会を始めとした関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図ります。	・職員の障がい者の対応スキル向上を目的に、発達障がいに関する研修を受講しました。また、児童発達支援事業所の職員が、国立リハビリテーションセンター主催の発達障害支援者研修会の参加を希望し、市として希望者受講者を推薦しました。	・重度・重複障がい者、強度行動障がい者、自閉症、自閉症スペクトラム、高次脳機能障害(失語症等の関連症状を併発した場合を含む。)の対応については、高度なスキルが必要と考えられ、今後も継続して研修会等への参加、希望受講者の推薦を行います。	障がい者支援課 相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
1	生活支援	(1)	相談支援体制の構築	・自閉症などの発達障がい児者やその家族に対する相談支援については、相談支援従事者に対する研修を実施するなど、相談支援体制の整備を進めるとともに、千葉県発達障害者支援センター(CAS)や地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者と連携し、地域生活支援体制の充実を図ります。	・発達教育相談については、2件の利用がありました。また、10月に開設した子ども支援室において、療育支援会議を6回開催し、15人について、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所への利用に係る所見を発行しました。	・今後も、発達教育相談及び子ども支援室との連携を図ります。	障がい者支援課 相談支援係
1	生活支援	(1)	相談支援体制の構築	・地域自立支援協議会の専門部会では、権利擁護について、相談支援部会にて扱うこととしていますが、相談支援部会では扱うべきテーマが数多くあるため、部会内で新たに権利擁護に係る部会を創設することも含めて検討します。	・障害者虐待防止センターについては、障がい者支援課相談支援係が引継ぎ、6件の相談、通報等があり、4件が虐待と認定し対応しました。また、相談支援事業所が参加する、地域自立支援協議会の第2回目の相談部会において、権利擁護に係る分野として、成年後見の市長申立て実績及び事例を報告しました。	・地域自立支援協議会について、行政機関の構成職員を見直すとともに、障害者差別解消法に基づく地域支援協議会を設置します。	障がい者支援課 相談支援係
1	生活支援	(2)	在宅サービス等の充実	・障がい者の高齢化、重度化に対応するため、中核地域生活支援センターの利用を促進するなど、施設が有する人材、設備などの機能を活用することにより、在宅療育等に関する相談・指導体制の充実を図ります。	・障害福祉サービス申請者について、相談支援事業所が作成する計画相談が定着しつつあり、在宅療育等に関する相談・指導体制が整備されました。	・今後も、障害福祉サービス申請者について、相談支援事業所が作成する計画相談の定着に努め、在宅療育等に関する相談・指導体制を充実させます。	障がい者支援課 相談支援係
1	生活支援	(2)	在宅サービス等の充実	・居宅介護サービスについては、障がい特性を理解したホームヘルパーの養成及びこれに向けた研修を行うとともに、居宅介護事業者の拡充を働きかけていきます。	・市営の指定居宅介護・訪問介護事業者を対象としたホームヘルパー会議を年4回開催しました。 参加者:常勤4名 登録者8名	・今後も、障がい特性を理解したホームヘルパーの養成及びこれに向けた研修を行います。	障がい者支援課 相談支援係
1	生活支援	(2)	在宅サービス等の充実	・あおい空を活用し、重度障がい者に対する短期入所及び日中一時支援事業を実施し、在宅サービスの提供の充実を図ります。	・見守り等の支援が必要な障がい児(小学生以上)又は障がい者に対して、平成27年2月から障がい者等一時支援事業を開始し、平成27年4月からレスパイトケアを目的に短期入所事業を開始しました。 一時支援:15人 562回 短期入所:10人 166回	・引き続き、あおい空を活用し、重度障がい者に対する短期入所及び日中一時支援事業を実施し、在宅サービスの提供の充実を図ります。	障がい者支援課 障がい者福祉係
1	生活支援	(2)	在宅サービス等の充実	・民設民営の枠組みの中で、既存施設の有効活用も含め、放課後等デイサービスや、サービス需要が大きい短期入所、日中一時支援事業への対応を支援していきます。	・放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業については、事業所の増加等に伴い、延べ利用者3,409人、延べ利用日数25,183日の利用があり、このため、子ども部会において、国が策定した放課後等ガイドライン(各事業所が自己評価を行い、運営に役立てることを目的に策定)を配布し、情報提供に努めました。	・放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業については、ケースワーカーが適時、児の療育支援の状況、児の自立促進が実施されているかを確認するため、不定期に事業所訪問を実施しています。 ・障害福祉サービスにおいて、需要が多いサービス等に関しては、民間事業所が増加しているため、情報収集に努めます。	障がい者支援課 相談支援係
1	生活支援	(2)	在宅サービス等の充実	・福祉タクシー制度については、利用方法等の改善について、可能な限り利用者の立場に立って検討していきます。また、市内事業者に対し、車いすやストレッチャー対応の福祉タクシーを導入することについて、積極的に働きかけていきます。	・登録業者が3件増え56営業所になりました。 実人数:449人、延べ利用件数:9,075件、金額:6,116,320円	・市内事業者に対し、車いすやストレッチャー対応の福祉タクシーを導入することについて、積極的に働きかけていきます。	障がい者支援課 障がい者福祉係
1	生活支援	(2)	在宅サービス等の充実	・野田市が独自に実施する各種サービスについては、各障がい者団体のニーズを踏まえた上で限られた予算の範囲内で検討・見直しをしていくこととします。	・障がい者団体からの意見や要望等については、個別の要望のほか、障がい者団体連絡会とも連携を図り検討しました。	・引き続き、独自に実施する各種サービスについては、各障がい者団体のニーズを踏まえた上で限られた予算の範囲内で検討・見直しをしていくこととします。	障がい者支援課 障がい者福祉係

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
1	生活支援	(2)	在宅サービス等の充実	・グループホームについては、地域で生活する障がい者に対する在宅支援の拠点として、民設民営を基本とした整備を推進し、運営を支援するとともに、入居者の家賃についても支援し、利用の促進を図ります。また、利用者が自主的に非常災害時における近隣住民との連携体制の構築、防火安全体制の強化を図ります。	・グループホームについては、民設民営を基本とした整備を推進し、運営を支援し入居者の家賃についても支援しました。 ・グループホームの運営に要する経費の一部を補助しました。 施設数:21箇所 補助額:6,381,308円 ・グループホームやケアホーム等の入居者への家賃補助を実施しました。 対象者:72人 助成額:8,717,299円 ・野田圏域障がい者グループホーム等連絡協議会に2回参加しました。また、野田圏域障がい者グループホーム啓発イベントに職員がパネルディスカッションに参加	・引き続き、グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営を支援するとともに、入居者の家賃補助を実施します。 ・7月に神奈川県相模原市の障害者施設において、多数の入所者が殺傷された事件を受け、防犯に係る安全の確保についてグループホームを含めた障害者支援施設等に通知しました。 ・野田圏域障がい者グループホーム等連絡会に出席しました。	障がい者支援課 相談支援係
1	生活支援	(2)	在宅サービス等の充実	・民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に対応し、野田市民間賃貸住宅居住支援事業の円滑な推進を図るため、多くの不動産店の協力が得られるよう、宅建協会等に働き掛けを行うとともに、様々な機会を通して、協力不動産店の情報を利用者へ提供するなど継続して事業の広報、周知に努めます。	・民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に応じ事業の円滑な推進を図るため、多くの不動産店の協力が得られるよう、宅建協会に働き掛けを行うなど、居住支援事業の広報、周知に努めました。 協力不動産の登録件数 15店 野田市民間賃貸住宅居住支援事業の利用状況 相談件数 4件(うち心身障がい者 1件) 利用状況 1件(うち心身障がい者 1件)	・民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に対応し、野田市民間賃貸住宅居住支援事業の円滑な推進を図るため、多くの不動産店の協力が得られるよう、宅建協会等に働き掛けを行うと共に、様々な機会を通して、協力不動産店の情報を利用者へ提供するなど継続して事業の広報、周知に努めます。	営繕課
1	生活支援	(2)	在宅サービス等の充実	・障がい者が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方に対し、手話通訳者や要約筆記者等によるコミュニケーション手段の確保及び盲人ガイドヘルパーや移動支援事業、福祉タクシー等による外出のための移動支援の対象者の拡大など社会参加促進のためのサービスを充実強化します。	・引き続き、社会参加促進のためのサービスの充実強化を図りました。 ・手話通訳者派遣 506件 ・要約筆記者派遣 247件 ・盲人ガイドヘルパー派遣 31件 ・移動支援 84件	・障がい者の意思疎通を図ることに支障がある障がいの方に対し、手話通訳者や要約筆記者等によるコミュニケーション手段の確保及び盲人ガイドヘルパーや移動支援事業等による外出のための移動支援の対象者の拡大など社会参加促進のためのサービスの充実を図ります。	障がい者支援課 障がい者福祉係
1	生活支援	(2)	在宅サービス等の充実	・地区社会福祉協議会が地域ぐるみ福祉ネットワーク事業として行っている「ふれあいいきいきサロン事業」などを活用し、引き続き、障がい者の社会参加の促進を図ります。	・「ふれあいいきいきサロン事業」などを活用し、引き続き、障がい者の社会参加の促進を検討しました。	・地区社会福祉協議会が地域ぐるみ福祉ネットワーク事業として行っている「ふれあいいきいきサロン事業」などを活用し、引き続き、障がい者の社会参加の促進を図ります。	社会福祉協議会
1	生活支援	(2)	在宅サービス等の充実	・地域自立支援協議会は、地域の資源を活用し障がい者への支援体制に重要な役割を果たしていくことから、専門部会である相談支援部会を活用し、情報の収集に努め、在宅サービスの充実を図ります。	・本会を2回、相談支援部会を2回、就労支援部会5回、子ども部会を5回開催し、情報交換等を行いました。	・平成28年9月に、障害者差別解消法における市職員の対応要領案を議題として、地域自立支援協議会の本会を開催しました。	障がい者支援課 相談支援係
1	生活支援	(2)	在宅サービス等の充実	・重症心身障害児施設東葛飾医療福祉センター光陽園の利用促進を図るほか、千葉県及び東葛6市と連携し、運営協力を図ります。	・4月に入所者4人(障がい者4人、障がい児0人)でしたが、3月においては、入所者が6人(障がい者4人、障がい児2人)となりました。	・入所該当者の家庭環境等を踏まえながら、対象者の掘りおこしを行うなど、入所について促進に努めます。	障がい者支援課 相談支援係
1	生活支援	(2)	在宅サービス等の充実	・障がい者にも対応した特別養護老人ホームや併設する障がい者のためのグループホーム及び短期入所について平成29年4月開設を目指すとともに、「障がい者が優先して入所できる独自の入所基準」の策定を進めます。	・障がい者にも対応した特別養護老人ホームや併設する障がい者のためのグループホーム及び短期入所の整備予定地について、伐採・伐根工事を行い、事業者と土地使用貸借契約を締結しました。	・障がい者にも対応した特別養護老人ホームの平成29年4月開設、障がい者のためのグループホーム及び短期入所の平成30年4月開設を目指すとともに、「障がい者が優先して入所できる独自の入所基準」の策定を進めます。	障がい者支援課 障がい者福祉係、高齢者支援課
1	生活支援	(2)	在宅サービス等の充実	・あおい空の短期入所及び日中一時支援事業を始めとして既存の福祉施設について、資源のバランスを図りつつ、利用者の利便を高めるよう、その施設が有すべきサービス機能の強化を図ります。	・あおい空による障がい者等一時支援事業はじめ、平成27年4月から短期入所事業を開始しました。 一時支援:15人 562回 短期入所:10人 166回	・あおい空を活用し、重度障がい者に対する短期入所及び日中一時支援事業を実施し、在宅サービスの提供の充実を図るとともに、既存施設の有効活用も含め、サービス需要が大きい短期入所、日中一時支援事業への対応を支援していきます。	障がい者支援課 障がい者福祉係

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
1	生活支援	(2)	在宅サービス等の充実	・地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などに対応したサービス提供体制を整え、地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点の整備により、地域の社会福祉資源を活用した提供体制づくりを推進します。	・国のモデル事業を実施し、既存の野田市地域自立支援協議会を中心に準備会を立ち上げ、整備手法及び具体的な拠点の機能について検討したところ、障がい者に対応した特別養護老人ホームと特養への中間施設としてのグループホームを拠点としながら、既存の社会資源や人的資源を有機的に結び付ける面的整備を構築することとしました。	・地域生活支援拠点整備の課題については、地域自立支援協議会を中心に関係機関と連携しながら検討を進めていきます。	障がい者支援課 障がい者福祉係
1	生活支援	(3)	障がい児支援の充実	・妊娠から出産、育児、就学と子どもの成長に応じたワンストップ相談に応じ、その成長に合わせた適切な支援へとつなげるために「子ども支援室」を設置し、障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、早期に療育を開始し、障がい児の発達に効果的な支援を提供するとともに、相談、支援機関との連携強化に努めます。	・妊娠期から18歳までの児童に関する総合相談窓口として10月に開設しました。継続支援が必要な方には支援プランを作成し、関係機関と連携のもと支援しました。 ・妊娠届出時面談:420件(プラン88件) ・転入妊婦面談数:35件(プラン2件) ・電話相談:167件 来庁相談:125件 出張相談:7件 訪問相談:2件 文書相談:1件 (プラン17件)	・障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、早期に療育を開始できるよう効果的な発達支援を提供すると共に、関係機関との連携強化を図ります。 ・関係機関と情報共有するシステムを検討します。	保健センター、子ども支援室
1	生活支援	(3)	障がい児支援の充実	・こだま学園及びあさひ育成園は、児童発達支援センターとして、従来の通所支援に加え、障がい児やその家族への相談(障害児相談支援事業)や障がい児を預かる施設への援助・助言等(保育所等訪問支援事業)を行うこととされており、療育に対する経験や高い専門性が要求される施設への転換が必要なため、市直営で運営することは極めて困難な状況にあることから、指定管理者制度を導入し、指定管理者が児童発達支援センターとして地域の障がい児支援における中核的療育施設として事業運営ができるよう、必要な手続を進めていきます。 また、あさひ育成園については、平成27年度より医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに変更し、療育を主とした支援を行っていきます。	・あさひ育成園については、医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに変更し、療育を主とした支援を行いました。また、市、指定管理者及び保護者の3者で半年に1回程度、定期的に話し合いの場を設けることとしました。 ・送迎車両の入口の増設や避難用スロープの改修などの施設整備を実施しました。	・あさひ育成園について、保護者と指定管理者及び市との信頼関係のもと、施設運営を行うとともに、10月から利用者の状況に合わせ、必要に応じた母子分離通園を実施します。 ・こだま学園について、早期療育、適切な療育の提供のため、指導訓練室の改修や人員を増員しました。	障がい者支援課 障がい者福祉係
1	生活支援	(3)	障がい児支援の充実	・障がい児の保育については、「子ども・子育て支援新制度」において保育の必要性の優先利用対象であることから、受入れに対する優先度を考慮します。また、保育士が、障がい児に対する理解を深め適切な保育サービスが提供できるように、専門家講師による研修を実施します。	・障がい児の程度に応じて、保育士の加配を行いました。更に「子ども・子育て支援新制度」では保育の必要性の優先利用対象となっていることから、調整指数の加点項目により、優先的に入所できるよう配慮しました。 ・障がい児に対して理解を深めるための研修は、外部開催の専門的研修に保育士を参加させることで幅広い知識取得が図れることから、開催を見送りました。	・障がい児の保育については、「子ども・子育て支援新制度」では保育の必要性の優先利用対象であることから、入所の際には加点するなどの配慮をします。また、保育士不足による障がい児の加配に必要な保育士及び待機児童・入所保留者解消を図るために必要な保育士の確保に努めます。 ・保育士が、障がい児に対する理解を深め適切な保育サービスが提供できるように、専門家講師による研修を実施します。	障がい者支援課 障がい者福祉係、保育課
1	生活支援	(3)	障がい児支援の充実	・保護者の障がいに対する理解を深めるため、「まめっ娘」キャラバン隊と開催の仕方などを協議し、研修会の開催を検討していきます。	・特に活動は行いませんでした。	・保育園や小学校の保護者への障がいに対する理解を深めるため、活動の趣旨を周知するとともに、「まめっ娘」キャラバン隊の活動を支援します。	障がい者支援課 障がい者福祉係

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
1	生活支援	(3)	障がい児支援の充実	・幼稚園では、障がい児の適切な就園、就学に結び付けるため、教育相談・支援体制の充実に努めます。	・ひまわり相談の実施 野田幼稚園、関宿南部幼稚園を会場に、子育てで心配事や悩み事を持っている保護者や保育関係者の要請に応じて、相談・支援活動を行いました。 相談件数:35件 ・各公立幼稚園では、引き続き、教育相談・支援体制の充実に努めるため、専門家チームによる巡回相談・園内研修を実施しました。 野田幼稚園 4回(職員研修1回を含む)、講師 平林計重(千葉敬愛短期大学講師) 関宿南部幼稚園 3回、講師 高橋ゆう子(大妻女子大学教授) 関宿中部幼稚園 1回、講師 担当指導主事	・障がい児の適切な就園、就学に結び付けるため、教育相談・支援体制の充実に努めます。 ・各公立幼稚園では、引き続き、教育相談・支援体制の充実に努めるため、専門家チームによる巡回相談・園内研修を実施します。 野田幼稚園 4回(職員研修1回を含む)、講師 平林計重(千葉敬愛短期大学講師) 関宿南部幼稚園 3回、講師 高橋ゆう子(大妻女子大学教授) 関宿中部幼稚園 1回、講師 担当指導主事	学校教育課、指導課
1	生活支援	(3)	障がい児支援の充実	・学童保育所では「子ども・子育て支援法」に基づき、障がい児やその家族が、身近な地域において必要な子育て支援を享受できるように努めます。 また、障がい児が円滑に教育・保育等を利用できるように、指導員の加配を行なうとともに、学童保育所入所前の面接をきめ細かく行い、障がい児が過ごしやすい環境を整備していきます。	・家庭児童相談員による各学童保育所の巡回相談を実施し、学童保育所内における相談業務を実施しました。 学童保育所においては、障がい児童を受け入れるにあたり、障がい児童をサポートする指導員を配置しました。児童の入所前に保護者から入所児童の健康状態等の聞き取りを実施し、加配指導員の配置調整を実施しました。	・学童保育所については、「子ども・子育て支援法」に基づき、障がい児やその家族が、身近な地域において必要な子育て支援を享受するため家庭児童相談員が各学童保育所を巡回しています。さらに、障がい児が円滑に教育・保育等を利用できるように、指導員の配置人数加算を行なうと共に、学童保育所入所前の面接をきめ細かく行い、障がい児が過ごしやすい環境を整備します。	児童家庭課
1	生活支援	(4)	サービスの質の向上	・質の高いサービスを確保する観点から、「障害者・児施設のサービス共通評価基準」等を活用し、自己評価を更に進めるとともに、第三者評価機関等による客観的なサービス評価の実施も検討します。	・第三者評価機関等による客観的なサービス評価の実施にはいたりませんでした。	・「障害者・児施設のサービス共通評価基準」等を活用するために、他市において第三者評価機関等による評価を実施した施設の情報を収集するなど、制度導入に向けた検討を進めていきます。	障がい者支援課 障がい者福祉係
1	生活支援	(4)	サービスの質の向上	・サービス利用者に対し、千葉県社会福祉協議会や事業者が設置している「苦情解決システム」の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援します。	・「苦情解決システム」は、広報や各福祉施設の見やすいところに掲示するなど、市としてシステムを作成し広報・啓発に努めました。なお、具体的に申出がなされた場合は、市報で公表することとしています。	・サービス利用者に対し、千葉県社会福祉協議会や事業者が設置している「苦情解決システム」の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援します。	社会福祉協議会、生活支援課 社会係
1	生活支援	(5)	人材の育成・確保	・相談支援事業の機能強化を図るため、社会福祉士、精神保健福祉士を始めとした社会福祉の専門的相談、支援等に従事する者の確保に努めるとともに、専門的な技術や知識の向上を図るため研修に参加します。	・相談支援体制は、相談支援係員のうち、係長を含む4人がケースワーカーとして配置し、障がい者虐待防止研修等を受講させ、スキルアップを図りながら、関係機関等と連携し、利用者本位の支援に努めました。また、専門相談については、当事者関係者相談も含めて実施しました。	・ケースワーカー3人について、専門的技術や知識向上を図るため、相談支援専門員の資格を取得させ、また、新任ケースワーカーにおいては社会福祉士の資格があります。	障がい者支援課 相談支援係
1	生活支援	(6)	福祉用具の利用支援及び身体障害者補助犬	・福祉用具(補装具及び日常生活用具)に関する窓口における説明や障がい者福祉ガイドブック等により適切な情報提供に努めるほか、相談窓口に従事する職員の資質の向上に努めます。	・障がい者福祉ガイドブックを作成し、福祉用具(日常生活用具及び補装具)に関する情報提供と利用支援を行いました。 日常生活用具:3,415件 補装具:229件	・福祉用具(補装具、日常生活用具)に関する窓口における説明や障がい者福祉ガイドブック等により適切な情報提供に努めるほか、相談窓口に従事する職員の資質の向上に努めます。 ・福祉用具に関する情報提供や相談窓口の整備に努めます。 ・4月30日の野田市身体障害者福祉会の総会において、移動支援、手帳サービスの説明会を行いました。	障がい者支援課 障がい者福祉係、相談支援係
1	生活支援	(6)	福祉用具の利用支援及び身体障害者補助犬	・福祉用具(補装具及び日常生活用具)の給付、貸与による利用支援を行うとともに、日常生活用具の対象種目の適時見直しを行います。	・障がいの程度等に応じた福祉用具の利用について、情報提供を行い、視覚障がい者用ポータブルレコーダーについては、音声等により操作ボタンが知覚又は認識ができ、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品に切り替えました。また、排泄管理支援器具においては、ストーマ装具(蓄便袋・蓄尿袋)をストーマ装具(消火器系、尿路系)に名称を改めました。	・引き続き、福祉用具(補装具、日常生活用具)の利用支援を行い、日常生活用具の対象種目等の適時見直しについて要望を受け、適時対応します。	障がい者支援課 障がい者福祉係、相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
1	生活支援	(6)	福祉用具の利用支援及び身体障害者補助犬	・身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬)を使用する身体障がい者の利用の円滑化を図るため、公共施設にステッカーを掲示するなど普及啓発活動に努めます。	・公共施設にステッカーを掲示するよう啓発するとともに、引き続き、補助犬の普及啓発活動に努めました。	・身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者補助犬を使用する身体障がい者の利用の円滑化を図るため、公共施設にステッカーを掲示するなど普及啓発活動に努めます。 ・身体障害者補助犬の利用について、日本盲導犬協会からの情報収集に努め、適切な情報提供に努めます。 ・身体障害者補助犬給付申請者について、1件決定しました。	障がい者支援課 障がい者福祉係
2	保健・医療	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・小児に対しては、乳幼児健康診査等により障がいの疑いのある児を早期に発見し適切に早期療育につなげることが、その後の障がいの軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職と共に療育の場の確保に努めるとともに、関係者間の共通理解の下、発達段階に応じ障がいの特性に対応した支援をします。	・疾病や障がいの早期発見と早期療育については、3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査、低出生体重児健康診査により疾病や障がい疑われる乳幼児に対して、専門医による精密健康診査を行うなど、関係機関等や各専門職と連携を図りながら適切な支援策を講じるように努めました。 精密健康診査票交付数 3か月児健康診査:21件 1歳6か月児健康診査:50件 3歳児健康診査:245件 5歳児健康診査:4件 低出生体重児健康診査:3件 ・発達障がい児支援では、健康診査の事後フォローとして就学に向けて教育委員会と連携を図りました。	・小児に対しては、乳幼児健康診査等により障がいの疑いのある児を早期に発見し適切に早期療育につなげることが、その後の障がいの軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職と共に療育の場の確保に努めるとともに、関係者間の共通理解の下、発達段階に応じ障がいの特性に対応した支援をします。	保健センター
2	保健・医療	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・全ての相談員の技術の向上を図るため、研修等に積極的に参加するとともに、相談内容の情報共有を図ります。	・当事者関係者相談員、専門相談員については、相談員会議を開催し、年間の相談件数及び相談事例を報告しています。また、野田市障がい者相談員については、3か月ごとに相談件数等の報告の提出を受けています。 ・野田市障がい者相談員のうち、身体障害者相談員については、地区別研修会が開催され、職員が同行しました。研修内容は、障害者差別解消法の概要、相談員の心得等になります。	・当事者関係者相談員、専門相談員については、年間を通して相談日を市報、ホームページにおいて掲載し、相談日等に情報交換等を行っています。また、野田市障がい者相談員については、3か月ごとに相談件数等の報告の提出を受けています。	障がい者支援課 相談支援係
2	保健・医療	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・障がい児の就学に際しては、学校との連携により相談業務のスムーズな移行を行うとともに、発達障がいの疑いがある就学前児童について連携して取り組めるよう関係機関と検討します。	・小中学校間の移行支援については、計画に基づき実施しました。就学前児童については、ひまわり相談から就学相談へと移行することで、スムーズな就学へとつなげました。また、こだま学園と連携し、就学説明会や就学相談を実施し、児童にとっての適切な就学につなげました。	・障がい児の就学に際しては、学校との連携により相談業務のスムーズな移行を行うとともに、発達障がいの疑いがある就学前児童について連携して取り組めるよう関係機関と検討します。	学校教育課、指導課
2	保健・医療	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・千葉県、野田健康福祉センター(野田保健所)、関係機関と連携を図り、障がい者に必要な地域医療体制の充実や、精神医療、精神保健対策、母子保健医療対策、障がい者保健医療対策の推進を図ります。	・事例を通して、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携を図りながら医療サービスの提供を支援しました。	・千葉県、野田健康福祉センター(野田保健所)、関係機関と連携を図り、障がい者に必要な地域医療体制の充実や、精神医療、精神保健対策、母子保健医療対策、障がい者保健医療対策の推進を図ります。	保健センター
2	保健・医療	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・保護者の育児不安悩み等に対し、妊娠から出産、育児、就学と子どもの成長に応じたワンストップ相談に応じ、その成長に合わせた適切な支援へとつなげるために「子ども支援室」を設置し、障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、早期に療育を開始し、障がい児の発達に効果的な支援を提供するとともに、関係機関と連携を深め継続した支援を行います。	・保護者の育児上の問題・悩み等に対応するため育児学級や親子教室、育児相談等を行いました。 両親学級参加人数 延 672人 育児学級参加人数 延 263人 親子教室参加人数 延 429人 子育て相談会人数 延 403人 低出生体重児相談 延66人	・保護者の育児不安悩み等に対し、個別相談や集団の教室参加を通じた支援を実施し、発達の遅れの疑いがある場合は子ども支援室等関係機関と連携を深め継続した支援を行います。	保健センター

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の取組実績	平成28年度の取組予定	担当課担当係
2	保健・医療	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・保健推進員については、各種行政活動への参加等を通し、より一層の活動の充実を図り、市民の健康増進事業における積極的な役割を担っていきます。	・妊娠中や育児上の不安や問題等について、地域の身近な相談相手として、保健推進員が妊婦や乳幼児の家庭訪問を行いました。 保健推進員 妊婦訪問件数 1,016件 乳児訪問件数 1,419件 未受診訪問数 244件	・保健推進員については、各種行政活動への参加等を通しより一層の活動の充実を図り、市民の健康増進事業における積極的な役割を担います。	保健センター
2	保健・医療	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・発育・発達や親子関係が気掛かりな乳幼児に対しては、療育施設等の関係機関と適切な連絡調整を行い、相談後の保護者への継続した支援体制を確立していきます。	・発育・発達や親子関係が気掛かりな乳幼児に対しては、臨床心理士または臨床発達心理士による心理相談、保健師等による保健指導をきめ細かく行い、関係機関や各専門職と連携し支援しました。 面接相談 延1,212件	・発育・発達や親子関係が気掛かりな乳幼児に対しては、療育施設等の関係機関と適切な連絡調整を行い、相談後の保護者への継続した支援体制を確立します。	保健センター
2	保健・医療	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・育児不安の解消や発達面からの支援を行うため、子育て支援センターにおいては親子教室・出前保育・育児相談等の充実、ことば相談室においては合同講演会・親の会わいわいティータイム・育児相談等の充実を図ります。また、子育て支援センターを中心に子育てサロン等との連携を図ります。	・子育て支援センター、子育てサロン、つどいの広場等において育児相談や子育て講習会等を実施しました。また、子育て支援センターを中心に育児支援に関わる事業者・団体等の交流会を開催し連携を図りました。 【参加実績】延人数 ◎子育てサロン(3か所):7,468人 ◎つどいの広場:205人 ◎子育て支援センター(3か所) 10,287人 ◎ことば相談室(親の会わいわいティーパーティ):50人	・育児不安の解消や発達面からの支援を行うため、子育て支援センターにおいては親子教室・出前保育・育児相談等の充実、ことば相談室においては合同講演会・親の会わいわいティータイム・育児相談等の充実を図ります。また、子育て支援センターを中心に子育てサロン等との連携を図ります。	保育課、児童家庭課
2	保健・医療	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・市内在住の就学前児童について、引き続き言語発達遅滞、吃音等が見られる言語障がい児童に対して個別指導を行うとともに保護者に対しても相談に応じ、子育て支援の促進を図ります。今後、「子ども支援室」の整備を踏まえて、ことば相談室の役割について検討します。	・言語障がい児童に対する個別指導や、ことばに関する心配をお持ちの保護者の方の相談を野田及び関宿ことば相談室において行いました。 【相談実績】 ことば相談室 相談件数 1,764件 「就学に向けての学習会」の講演会 36人	・市内在住の就学前児童について、引き続き、言語発達遅滞、吃音等が見られる言語障がい児童に対して個別指導を行うとともに、保護者に対しても相談に応じ、子育て支援の促進を図ります。 ・子ども支援室の整備を踏まえて、ことば相談室の役割について検討します。	保育課
2	保健・医療	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・機能回復訓練については、心身の機能が低下し医療終了後も継続して機能訓練の必要な方、老化等により心身の機能が低下している方に対し、引き続き実施してまいります。	・心身の機能が低下し、医療終了後も継続して機能訓練の必要な者に対して心身の機能回復を図るための支援を行いました。2会場で年34回行いました。	・機能回復訓練については、引き続き、心身の機能が低下し医療終了後も継続して機能訓練の必要な方、老化等により心身の機能が低下している方に対し、実施します。	保健センター
2	保健・医療	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・歯科検診及び歯科医療を受けることが困難な障がい者に対し、歯周疾患検診、在宅ねたきり老人等の訪問歯科検診を引き続き実施してまいります。	・40歳から70歳までの5歳刻みの市民及び20歳の方を新たに対象とし、歯周疾患検診を実施しました。 受診者数 1,177人 ・歯科診療を受けられない65歳以上の在宅ねたきり者に対して口腔内の衛生管理や保健指導、歯科検診を実施しました。 利用者数 10人	・歯科検診及び歯科医療を受けることが困難な障害者に対し、引き続き、歯周疾患検診、在宅ねたきり老人等の訪問歯科検診を実施します。	保健センター
2	保健・医療	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な各種医療費(自立支援医療等)の助成を引き続き行います。	・自立支援医療等の各種医療費の助成を行いました。 更生医療:122,760,248円 育成医療:3,705,247円	・引き続き、必要な各種医療費の助成について、周知に努め助成を行います。	障がい者支援課 障がい者福祉係
2	保健・医療	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・重度障がい者医療費助成の現物給付化については、千葉県との動向に合わせて実施してまいります。	・重度障がい者医療費助成の現物給付化については、8月より開始しました。 身体:受給者2,868人 件数63,938件 309,892,626円 知的:受給者595人 件数6,873件 25,289,242円 精神:受給者182人 件数4,300件 31,660,605円	・引き続き、障がい者の経済的負担の軽減のため、重度障がい者医療費助成について、周知に努め助成を行います。	障がい者支援課 障がい者福祉係

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
2	保健・医療	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・精神障がい者及び家族の多様なニーズに対応できるよう、「障がい者総合相談センター」による相談支援事業の推進を図るとともに、専門相談「こころの生活相談」、当事者・関係者相談「精神障がい者相談」を実施し、関係機関等と連携を図りながら支援体制の強化を図ります。	・相談は月～金曜日の8:30～17:15のほか毎月、日時を決めて専門相談「こころの生活相談」、当事者・関係者相談「精神障がい者相談」を実施し、関係機関等と連携を図りながら支援しました。	・相談は月～金曜日の8:30～17:15のほか毎月、日時を決めて専門相談「こころの生活相談」、当事者・関係者相談「精神障がい者相談」を実施し、関係機関等と連携を図りながら支援をします。	障がい者支援課 相談支援係
2	保健・医療	(2)	精神保健・医療の提供等	・精神障がい者の社会復帰を促し、将来的には自活して普通に社会参加ができるようにしていくため、地域活動支援センターを始めとする必要なサービスの提供について、民設民営という基本的な枠組みの中で事業者を支援することによって対応します。	・地域活動支援センターの活動を支援するとともに連携を図りました。 地域活動支援センター 対象:10か所 補助金:51,226,728円	・地域活動支援センターの運営費を補助することにより、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を行うため、引き続き、事業者を支援していきます。	障がい者支援課 障がい者福祉係
2	保健・医療	(2)	精神保健・医療の提供等	・精神疾患による入院患者の減少及び精神障がい者の地域移行への取組について、野田健康福祉センターと中核地域生活支援センター「のだネット」と連携し推進します。	・精神疾患による入院患者の減少及び精神障がい者の地域移行への取組について、野田健康福祉センター、中核地域生活支援センター「のだネット」と連携し推進しました。また、野田圏域地域移行支援協議会に参加しました。	・相談支援センターいちいの木による野田圏域地域移行支援協議会に1回目に参加しましたが、2回目は開催が中止となりました。	障がい者支援課 相談支援係
2	保健・医療	(2)	精神保健・医療の提供等	・心の健康、精神保健相談の充実を図るとともに、関係機関との連携の下「心の健康づくり」を推進します。	・精神保健福祉については、保健センターと連絡を密にし、野田健康福祉センターや地域活動支援センター等と連携しながら支援しました。 ・保健所や医療機関等と協力、連携を図りながら個別相談や訪問指導を行いました。	・心の健康、精神保健相談の充実を図るとともに、関係機関との連携のもと、心の健康づくりを推進します。	保健センター
2	保健・医療	(2)	精神保健・医療の提供等	・精神疾患の早期発見及び早期治療につなげられるよう、引き続き、講演会の開催や各種媒体を活用した知識の普及、啓発に努めます。	・保健事業の一環として、臨床心理士による講演会を行い、対人ストレスの乗り越え方等の精神保健に関する知識の普及・啓発に努めました。 ・精神疾患等に関するパンフレットを窓口で配布しました。	・精神疾患の早期発見及び早期治療につなげられるよう、引き続き、講演会の開催や各種媒体を活用した知識の普及、啓発に努めます。	保健センター
2	保健・医療	(2)	精神保健・医療の提供等	・障がい児を持つ保護者が安心して育児に臨めるように、育児学級、訪問指導や健康相談等事業の啓発に努め、参加を促します。	・育児学級(えだまめクラブ)、親子教室(びよびよ教室)、訪問指導、健康相談、健康教育等の各種保健事業を通して、精神保健に関する知識の普及・啓発に努めました。 ・育児学級:263人 ・親子教室:429人 【訪問指導】 ・妊産婦:333人 ・新生児:279人 ・乳幼児:250人 ・精神保健福祉:9人 ・生活習慣病その他:0人	・安心して育児に臨めるように、育児学級、訪問指導や健康相談等事業の啓発に努め、参加を促します。	保健センター
2	保健・医療	(3)	人材の育成・確保	・リハビリ教室や相談に対応できる理学療法士、精神保健福祉士等の有資格者の適切な配置には、今後も民間の人材の活用を推進します。	・理学療法士、精神保健福祉士等の適切な配置については、市職員に加え、民間の人材の活用を図りました。	・今後も、リハビリ教室や相談に対応できる理学療法士、精神保健福祉士等の有資格者の適切な配置には、民間の人材の活用を推進します。	保健センター
2	保健・医療	(3)	人材の育成・確保	・地域の保健・医療・福祉事業従事者との連携強化を図り、障がいの原因となる疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するため、関係者会議等や研修会に参加し、意見交換や情報収集等から専門職の資質向上に努め、関係機関等との連携強化を図ります。	・関係者会議や研修会等に参加し、意見交換や情報収集等から専門職の資質向上に努め、関係機関等との連携強化も図りました。	・今後も、関係者会議等や研修会に参加し、意見交換や情報収集等から専門職の資質向上に努め、関係機関等との連携強化も図ります。	保健センター

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
2	保健・医療	(4)	難病に関する施策の推進	・難病患者の悩みや不安等の解消のため、関係機関と連携の下、日常生活における相談事業を推進します。	・難病疾患のための治療をうけている方に難病療養見舞金を支給することにより療養者又は保護者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図りました。 ・難病患者への福祉サービスの提供について、対象疾病等を踏まえ、適切なサービスの提供に努めました。 【障害福祉サービス利用人数】 3人(居宅介護2人、就労継続支援B型1人)	・難病疾患のための治療をうけている方に難病療養見舞金を支給することにより療養者又は保護者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります。 ・難病患者への福祉サービスの提供について、対象疾病等を踏まえ、適切なサービスの提供に努めるとともに、利用できる障害福祉サービスについての情報や難病に関する各種情報について、市のホームページを通じて提供します。	障がい者支援課 相談支援係、保健センター
2	保健・医療	(4)	難病に関する施策の推進	・難病療養者見舞金については、国・県・近隣市の動向を踏まえながら、対象疾患数等を検討していきます。	・難病療養者見舞金については、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により対象疾患数が306疾患に拡大したことと併せ、見舞金支給対象疾患や支給金額を以下のとおり見直し、	・平成28年4月より支給要綱を改正、施行することとしました。 支給対象:特定疾患 56疾患→306疾患、小児慢性特定疾患 11疾患群→14疾患群 支給月額:入院8,000円→5,000円、通院5,000円→3,000円 支給額:1,305人 80,277,000円 ・改正後の要綱に基づき、見舞金の支給を継続して実施します。また、支給実績や国の難病に関する施策の動向を踏まえながら、制度内容を適宜見直し、	生活支援課 社会係
2	保健・医療	(4)	難病に関する施策の推進	・難病等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病の特性(病状の変化や進行、福祉のニーズ等)に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図り、適切なサービスの提供を行っていきます。	・東葛北部地域難病相談支援センター(東京慈恵会医科大学付属柏病院)の運営会議に出席し、難病についての情報交換を行いました。	・東葛北部地域難病相談支援センターの運営会議に2回出席し、難病についての情報交換を行いました。	障がい者支援課 相談支援係
2	保健・医療	(5)	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見を一層進めるとともに、出生から高齢期に至る健康保持・増進のため、各種健診や健康相談等の充実を図り、施策を推進します。	・乳幼児健康診査では、発育・発達状態、栄養の状態、疾病の有無等の医学的診査及び精神発達等の相談・指導などの多角的な健康診査により、心身障がいを早期に発見し、不安の軽減・早期支援に努めました。 平成25年度から未熟児訪問指導等事業が市に移譲され、低出生体重児健診(すくすく健診)を実施し発育・発達の確認と疾病の早期発見に努め、育児支援を通して安心して育児ができるようサポートしました。 また、医療機関で行う乳児一般健康診査を2回助成しました。 乳児健康診査費用助成件数:1,490件 <各種乳幼児健康診査の実績> 3か月児健康診査 対象者数:1,014人 受診者数:1,005人 受診率:99.1% 1歳6か月児健康診査 対象者数:1,025人 受診者数:995人 受診率:97.1% 3歳児健康診査 対象者数:1,160人 受診者数:1,074人 受診率:92.6% 5歳児健康診査 対象者数:12人 受診者数:12人 受診率:100.0% 低出生体重児健診 対象者数:199人 受診者数:179人 受診率:89.9% <健康相談の実績> 重点健康相談 63回 517人 総合健康相談 107回 361人	・障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見を一層進めるとともに、出生から高齢期に至る健康保持・増進のため、各種健診や健康相談等の充実を図り、施策を推進します。 ・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため母子等医療費助成金の支給を行うとともに妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査の助成・妊婦歯科健康診査の実施、受診勧奨し、両親学級、妊産婦・新生児訪問へと妊娠中から継続した保健指導に努め、必要に応じ関係機関と連携をして支援します。	保健センター

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
2	保健・医療	(5)	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため母子等医療費助成金の支給を行うとともに妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査の助成、妊婦歯科健康診査の実施、受診の勧奨を行い、両親学級、妊産婦・新生児訪問へと妊娠中から継続した保健指導に努め、必要に応じ関係機関と連携をして支援していきます。	・妊婦健康診査においては、関係機関と連携し受診勧奨、保健指導の必要なケースがあり妊娠中から出産、育児へと継続した支援に努めました。	・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため母子等医療費助成金の支給を行うとともに妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査の助成、妊婦歯科健康診査の実施、受診の勧奨を行い、両親学級、妊産婦・新生児訪問へと妊娠中から継続した保健指導に努め、必要に応じ関係機関と連携をして支援します。	保健センター
2	保健・医療	(5)	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・生活習慣病予防と合併症の発症や症状の進展等を予防するため、今後より多くの方の予防教室への参加、健康診査の受診を促進し、事業を実施します。	・健康づくり推進プロジェクト事業 生活習慣病と介護予防を目的に以下の事業を行いました。 健康づくり教室:65歳以上 24回 29人 スマートダイエット教室:40歳から64歳 BMI 25以上 13回 8人 介護予防サポーター研修:介護予防ボランティアに関心のある方 12回 18人	・生活習慣病予防と合併症の発症や症状の進展等を予防するため、今後より多くの方の予防教室への参加、健康診査の受診を促進し、事業を展開します。	保健センター
2	保健・医療	(5)	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・より多くの方に、「えだまめ体操」を普及し、今後も疾病予防に努めます。	・「野田市オリジナル介護予防体操 えだまめ体操」の普及活動を通して、介護予防の意識を市民へ広く普及しました。 活動回数:3回 参加人数:336人	・今後も、より多くの方に、えだまめ体操が普及し、疾病予防に努めます。	保健センター
2	保健・医療	(5)	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・骨粗しょう症に起因する疾病予防のため、今後も引き続き骨太教室を開催します。	・骨粗しょう症予防のための「骨太教室」を開催し、4回2会場で61人(40～64歳)の参加者がありました。	・今後も引き続き、骨粗しょう症に起因する疾病予防のため骨太教室を開催します。	保健センター
2	保健・医療	(5)	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・24時間救急医療体制の充実を図りつつ、今後も関連する地域医療体制の在り方について検討していきます。	・24時間救急医療(小張病院) 診療日数:366日 患者数:21,101人	・今後も、24時間救急医療体制の充実を図りつつ、関連する地域医療体制の在り方について検討していきます。	保健センター
2	保健・医療	(5)	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・救急医療体制の充実を図りつつ、今後も急病センターの在り方について検討していきます。	・急病センター 診療日数:366日 患者数:553人	・今後、救急医療体制の充実を図りつつ、急病センターの在り方について検討していきます。	保健センター
2	保健・医療	(5)	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・今後も医師会の協力の下、現休日当番医制度は維持しつつ、地域医療体制の在り方について検討していきます。	・休日在宅当番 診療日数:73日 患者数:7,934人	・今後も医師会の協力の下、現行の休日当番医制度は維持しつつ、地域医療体制の在り方について検討していきます。	保健センター
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等	(1)	一貫した相談支援体制の構築	・教育の形態に応じて、教育内容や方法の充実を図るとともに、一人一人の障がいの特性等に応じた教育が行われるよう対応を図っていきます。	・ひばり教育相談等相談件数 ①野田市カウンセラー・ひばり教育相談員による不登校・学校生活等の相談 【面談】1979件、【電話】68件、【訪問】125件 ②カウンセラーによる教育相談 170件 ③学校訪問による助言 19校 112件 ・ひばり教育相談委による学校支援 14校 62件 853回	・教育の形態に応じて、教育内容や方法の充実を図るとともに、一人一人の障がいの特性等に応じた教育が行われるよう対応を図っていきます。	指導課
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等	(1)	一貫した相談支援体制の構築	・障がいのある子どもを持つ保護者が児童相談所や野田特別支援学校の教育相談等を活用し、引き続き早期から適切な教育相談が行える体制を整備していきます。	・県立野田特別支援学校のセンター的機能の充実の一環として、ひまわり相談や就学相談、専門家チーム事例検討会、特別支援教育連携協議会等への参加を依頼し、早期からの適切な支援体制の整備に努めました。	・障がいのある子どもを持つ保護者が、野田特別支援学校のセンター的機能を活かした教育相談等により、引き続き、早期からの適切な指導・支援が行える体制の整備に努めます。	障がい者支援課 相談支援係、指導課

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等	(1)	一貫した相談支援体制の構築	・障がいのある子ども一人一人の個性に応じた支援体制の充実を図り、障がいのある子どもの社会的、職業的自立を促進するため、教育、福祉、医療、労働等の幅広い視点から適切な支援を行えるよう関係機関と連携し、包括的なサポート体制の構築に努めます。	・地域自立支援協議会における関係機関との情報交換を始め、中核地域生活支援センターが主催する会議などにも積極的に参加し、支援体制の連携強化に努めました。また、野田市特別支援教育連携協議会年3回を実施し、各関係機関と連携した包括的なサポート体制の構築に努めました。	・障がいのある子ども一人一人の個性に応じた支援体制の充実を図り、障がいのある子どもの社会的、職業的自立を促進するため、教育、福祉、医療、労働等の幅広い視点から適切な支援を行えるよう関係機関と連携し、包括的なサポート体制の構築に努めます。	障がい者支援課 相談支援係、指導課
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等	(2)	教育環境の整備	・特別支援学校で行う保護者への教育支援や小・中学校における障がいのある児童・生徒への教育支援等の地域の中核となる教育センター的機能の充実を図るための取組を支援します。	・県立野田特別支援学校で実施する相談会や就学に向けての見学・体験について、各学校に周知を図りました。また、「見え方、聞こえ方、こころと体の相談会」では、担当指導主事が相談員として参加し、関係機関との連携による支援体制の構築に努めました。 ・野田市地域自立支援協議会が、知的障がいのある児童、生徒が働くことに挑戦する「ジョブチャレンジ野田」を後援しました。また、就労支援部会において、特別支援学校、福祉事務所等と就労アセスメントについて協議しました。	・障がいのある子どもを持つ保護者が、野田特別支援学校のセンター的機能を活かした教育相談等により、引き続き、早期からの適切な指導・支援が行える体制の整備に努めます。	障がい者支援課 相談支援係、指導課
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等	(2)	教育環境の整備	・専門家チームの設置と教育相談の拡充により、学校外の専門家等の人材活用や、組織として一体的な取組を可能とする支援体制の構築、更には特別支援教育連携協議会を設置し、関係機関との有機的な連携協力体制の構築等により、一人一人の教員及び療育にかかわる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図ります。	・医師、大学教員、臨床心理士、特別支援学校教諭、特別支援学級担任などからなる専門家チームによる事例検討会を、学校の要請に応じて実施し、校内支援体制の構築や教員の指導力の向上に努めました。	・専門家チームの設置と教育相談の拡充により、学校外の専門家等の人材活用や、組織として一体的な取組を可能とする支援体制の構築、更には特別支援教育連携協議会を設置し、関係機関との有機的な連携協力体制の構築等により、一人一人の教員及び療育にかかわる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図ります。	指導課
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等	(2)	教育環境の整備	・特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実を図るため、教職員等を対象に研修会や講習会を実施し、複数の障がいを持つ児童・生徒に対応していきます。	・経験の少ない教員が増えているため、特別支援学級、通級指導教室の新規担当者を対象とし、基本的な障がい特性の理解を主な内容とした研修会を実施しました。併せて、特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実を図るため、教育課程説明会を実施しました。(講師 担当指導主事) 4月16日(木)①14時～15時15分、講義「子どもを支えるということ～特別支援教育の基礎基本～」、参加者 14名。②15時30分～16時30分、講義「特別支援学級における教育課程編成の留意点」、参加者 25名 4月17日(金)15時30分～16時30分、講義「『通級による指導』の位置づけ」、参加者 17名 ・全ての学級を対象とした特別な支援を必要とする児童生徒への理解と支援の方法について、教職員を対象に研修会を実施しました。 教育相談研修会Ⅱ 8月4日(火)13時30分～16時30分 講師 千葉大学教育学部教授 真城知己 演題 「個別の指導計画の活用のための考え方」 参加者 72名	・特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実を図るため、教職員等を対象に研修会や講習会を実施し、児童・生徒の多様なニーズに対応できる指導力の向上に努めます。	指導課

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等	(2)	教育環境の整備	・実践的な研修により児童・生徒の個々の状況に応じた指導や教育の一層の充実を図ります。	・野田市教育委員会では、通常学級での支援の在り方について引き続き、研修する機会を設けるため、第一線で研究・実践している講師を招き、子どもの理解と保護者支援に関する研修会を開きました。 教育相談研修会Ⅰ 8月18日(火)①9時～12時②13時～16時 講師 淑徳大学教授 小川 恵 ①演題 「教育相談における保護者との対応の仕方」 ②演題 「教室内に居場所が感じられる学級経営」 参加者 ①104名、②86名 (①②とも新採42名含) ・教育委員会と連携し、野田市教育研究会特別支援学級部会では、実践的な研修により児童生徒の個々の状況に応じた指導のより一層の充実を図るため、授業研修会を実施しました。また、特別支援教育コーディネーター部会では、「個別の指導計画」の作成と活用について講師を招き研修会を実施しました。	・実践的な研修により児童生徒の個々の状況に応じた指導や教育の一層の充実を図ります。 ・教育相談研修会Ⅰ 8月2日(火) 9:00～12:00 特別支援教育研修 ・教育相談研修会Ⅱ 8月4日(木) 9:00～15:30 教育相談研修	指導課
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等	(2)	教育環境の整備	・学校施設については、障がいの有無に関わらず様々な人々が利用する公的な施設であり、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、施設のバリアフリー化を推進し、障がいのある子どもにとっても利用しやすい教育施設の場を確保できるよう推進していきます。	・改修箇所 【中央小学校】 記念館:和式便器5台、洋式便器1台→洋式便器6台 新館階段2～3階、7年館東側階段2～3階に手すり取付け 【宮崎小学校】 教室棟(改築):多目的トイレ1台、洋式便器29台(配膳員用1台含む)、昇降口スロープを設置 【清水台小学校】 屋内運動場:入口スロープ設置、女子便所:和式便器3台→洋式便器3台、男子便所:和式便器1台→洋式便器1台 【柳沢小学校】 屋内運動場:入口スロープ設置、女子便所:和式便器3台→洋式便器2台、男子便所:和式便器1台→男女共用車いす対応トイレ1台 【山崎小学校】 屋内運動場:入口スロープ設置 【岩木小学校】 屋内運動場:入口スロープ設置、女子便所:和式便器3台→洋式便器3台、男子便所:和式便器1台→洋式便器1台  【木間ヶ瀬小学校】 管理・特別教室棟:西側入り口スロープ設置、女子便所(各階1箇所):和式便器4台→洋式便器4台、男子便所(各階1箇所):和式便器4台→洋式便器4台 【二川小学校】 普通教室棟:昇降口スロープ設置 【第一中学校】 管理・特別教室棟:女子便所:和式便器1台→洋式便器1台、男子便所:洋式便器1台→洋式便器2台、教室棟:女子便所:和式便器32台→洋式便器24台(和式便器8台)、男子便所:和式便器16台→洋式便器16台 屋内運動場:女子便所:和式便器3台→洋式便器3台、男子便所:和式便器2台→洋式便器2台、多目的トイレ1台 屋外トイレ:女子便所:和式便器2台→洋式便器2台、男子便所:和式便器1台→洋式便器1台 【岩名中学校】 管理・特別教室棟:女子便所(2階):和式便器1台→洋式便器1台	・学校施設については、障害の有無にかかわらず様々な人々が利用する公共施設であり、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、施設のバリアフリー化を推進し、障がいのある子どもにとっても利用しやすい教育施設の場を確保できるよう推進していきます。	教育総務課

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績	平成28年度の実績	担当課担当係
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等	(3)	文化芸術活動、スポーツ等の振興	・障がい者が様々なスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図ります。	・障がい者が様々なスポーツや文化活動に参加できるよう支援しました。 千葉県障害者スポーツ大会:参加者45名	・障がい者が様々なスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図ります。	障がい者支援課 障がい者福祉係	
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等	(3)	文化芸術活動、スポーツ等の振興	・レクリエーションやスポーツの指導員を確保するとともに、障がい者自らが指導員として参画できるよう支援します。	・千葉県及び千葉県障害者スポーツレクリエーション協会主催の障害者スポーツ研修会等への参加を支援しました。	・指導員養成講習会の案内のお知らせ等、人材育成を図るために広く市民に周知していきます。	障がい者支援課 障がい者福祉係	
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等	(3)	文化芸術活動、スポーツ等の振興	・市報掲載等、広報・啓発に努め、障がいのある人もない人も、障がい者のスポーツや文化芸術活動に対する関心を深め、障がい者の健康増進や生活の質の向上を図ります。	・千葉県障害者スポーツ大会をはじめとする行事について、市報掲載等、広報・啓発に努め、スポーツや文化芸術活動の関心を深めました。	・引き続き、市報掲載等、広報・啓発に努め、障がい者のスポーツや文化芸術活動に対する関心を深め、障がい者の健康増進や生活の質の向上を図ります。	障がい者支援課 障がい者福祉係	
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等	(3)	文化芸術活動、スポーツ等の振興	・地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育・障がい者青年学級終了後、自主的なサークル活動を行うため、引き続き、代表者の育成を図ります。	・障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいを持つ青年の社会的自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活動を行いました。 ・障がいを持つ青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図りました。	・地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育機関と連携を図り、生涯学習を支援することで、社会的自立を促進します。 ・障がい者青年学級終了後、自主的なサークル活動を行うため、引き続き、代表者の育成を図ります。	社会教育課、中央公民館	
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(1)	障がい者雇用の促進	・障がい者の雇用促進を図るため、事業者と障がい者による「障害者雇用促進合同面接会」に積極的な参加を促します。	・松戸公共職業安定所が実施した「障害者雇用促進就職面接会」に対し、松戸公共職業安定所野田出張所と連携し、障がい者の雇用の促進を図るために、ポスター、チラシ等による啓発活動を行い、参加を促しました。	・松戸公共職業安定所が実施した「障害者雇用促進就職面接会」に対し、松戸公共職業安定所野田出張所と連携し、障がい者の雇用の促進を図るために、ポスター、チラシ等による啓発活動を行い、参加を促しました。	商工観光課	
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(1)	障がい者雇用の促進	・雇用における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働く場合の支障を改善するための措置が新たに規定された改正障害者雇用促進法(平成28年4月施行)に基づき、障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働く場合の支障を改善するための措置等について、広報啓発に取り組みます。	・松戸公共職業安定所が主催する障害者雇用連絡会に出席し、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供事務、使用者による障がい者虐待防止について等を議題に会議がありました。 ・障害者就業・生活支援センターは一とふるが主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する地域意見交換会第2回目において、改正障害者雇用促進法の説明がハローワーク野田より説明がありました。	・今後、障害者差別解消法に関するパンフレットを民間事業所、障害者支援施設等に配布を予定し、雇用の分野における障がい者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供を示します。 ・障がい者福祉ガイドブックにおいて、障がい者差別に関する相談窓口という項目を設け、障がいのあるひとの雇用についての説明を設けます。	障がい者支援課 相談支援係、商工観光課	
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(1)	障がい者雇用の促進	・「障害者雇用率制度」の普及促進を進めるとともに、改正障害者雇用促進法(平成30年4月施行)施行に伴う精神障がい者の雇用が義務化されたことを踏まえ、障がい者雇用について啓発広報に努めます。	・障がい者の法定雇用率達成指導や市内の障がい者の雇用状況及び各種支援制度を紹介した「障がい者・高齢者の雇用安定のための各種支援等措置のご案内」を配布し啓発に努めたほか、野田地区雇用対策協議会の事業として、市内事業所を対象に「障がい者雇用促進・高齢者雇用安定法説明会」を実施しました。 障がい者雇用促進・高齢法説明会実施状況 実施日:2月18日 参加企業:8社 参加者:8名	・「障害者雇用率制度」の普及促進を進めるとともに、改正障害者雇用促進法(平成30年4月施行)施行に伴う精神障がい者の雇用が義務化されたことを踏まえ、障がい者雇用についてさらなる啓発広報に努めます。	商工観光課	
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(1)	障がい者雇用の促進	・宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を捉え障がい者の雇用について配慮していただくよう要請し、障がい者雇用の促進を図ります。	・宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の際に、障がい者の雇用について配慮していただくよう事業者に要請しました。	・引き続き、宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の際に、障がい者の雇用について配慮していただくよう事業者に要請し、障がい者雇用の促進を図ります。	障がい者支援課 相談支援係、商工観光課	

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の取組実績	平成28年度の取組予定	担当課担当係
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(1)	障がい者雇用の促進	・引き続き、障がい者の特性や適性に合った訓練施設や就労の場を確保するため、施設や場を整備・提供していただける法人等に対する支援を検討するほか、障がい者相談支援事業の中で、生活支援ワーカーと連携して、就労相談や情報提供の要請に応じます。	・「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する地域意見交換会等の障がい者の雇用の促進に協力しました。 ・障がい者の実習の場として、野田市障がい者団体連絡会にゆめめぐり野田において、障がい者の実習事業を委託しました。 ・野田市地域自立支援協議会が、知的障がいのある児童、生徒が働くことに挑戦する「ジョブチャレンジ野田」を後援しました。また、就労支援部会において、特別支援学校、福祉事務所等と就労アセスメントについて協議しました。	・引き続き、「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する地域意見交換会が出席します。 ・引き続き、ゆめめぐり野田の障がい者の実習を野田市障がい者団体連絡会に委託し、支援を継続します。	障がい者支援課 相談支援係、商工観光課
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(1)	障がい者雇用の促進	・社会福祉協議会が野田市斎場内に設置している「セレショップやすらぎ」に従事している精神障がい者に対し就労に向けた支援を実施します。	・斎場売店の従事者に対して、日々の業務態度を自己評価する「やすらぎチャレンジシート」を継続実施し、一般就労に向けた支援の充実を図りました。「やすらぎチャレンジシート」については、現状の支援に則した内容に改定しました。 ・従事者の増加を図るため周知を行った結果、メンバー2名が加入しましたが、3名脱退したため、従事者の増加には繋がりませんでした。	・野田市斎場内に設置している「セレショップやすらぎ」に従事している精神障がい者に対し就労に向けた支援を継続して実施します。また、「やすらぎチャレンジシート」を中心に支援内容を見直し、よりよい支援の提供を目指します。 ・斎場売店サポート委員会を月に1回開催し、情報の共有を図ります。また、従事者の増加を図るための方策を協議します。	社会福祉協議会
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(1)	障がい者雇用の促進	・職業紹介相談員兼求人開拓員の事業所訪問などにより、「障がい者職場実習奨励金支給事業」、「若年者等トライアル雇用奨励金支給事業」、「野田市雇用促進奨励金交付事業」及び「野田市起業家支援事業」の周知を図るとともに、利用促進について関係機関と連携し、推進します。	・野田市無料職業紹介所では職業紹介相談員兼求人開拓員により、障がい者の就労に向けた職場実習制度、トライアル雇用制度等の周知及び利用促進に努めました。	・職業紹介相談員兼求人開拓員の事業所訪問などにより、「障がい者職場実習奨励金支給事業」、「若年者等トライアル雇用奨励金支給事業」、「野田市雇用促進奨励金交付事業」及び「野田市起業家支援事業」の周知を図るとともに、さらなる利用促進について関係機関と連携し、推進します。	商工観光課
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(2)	総合的な就労支援	・事業者に対し働きやすい環境づくりを要請する等の対応とともに、講演会開催情報を提供することで理解の促進を図ります。	・就労を目指す障がい者からの相談に対してIT機器による訓練プログラムを行っている職業リハビリテーションセンター、障害者高等技術専門校の入校案内を窓口にて配布しました。	・事業者に対し働きやすい環境づくりを要請する等の対応とともに、講演会開催情報を提供することで理解の促進を図ります。	商工観光課
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(2)	総合的な就労支援	・職業紹介相談員兼求人開拓員の事業所訪問などにより、「障がい者職場実習奨励金支給事業」、「若年者等トライアル雇用奨励金支給事業」、「野田市雇用促進奨励金交付事業」及び「野田市起業家支援事業」の周知を図るとともに、利用促進について関係機関と連携し、推進します。(再掲)	・障がい者の就労に向けた職場実習制度、トライアル雇用制度等の周知及び利用促進に努めました。	・障がい者の雇用拡大のため、「障がい者職場実習奨励金支給事業」「若年者等トライアル雇用奨励金支給事業」とともに、「野田市雇用促進奨励金交付事業」及び「野田市起業家支援事業」の周知をするとともに、利用促進を関係機関と連携して進めていく必要があります。	商工観光課
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(2)	総合的な就労支援	・「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する「地域意見交換会」等に出席し、障がい者の雇用の促進に努めます。	・「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する地域意見交換会等の障がい者の雇用の促進に協力しました。 ・野田市地域自立支援協議会が、知的障がいのある児童、生徒が働くことに挑戦する「ジョブチャレンジ野田」を後援しました。また、就労支援部会において、特別支援学校、福祉事務所等と就労アセスメントについて協議しました。	・引き続き、障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する地域意見交換会が、出席します。	障がい者支援課 相談支援係
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(2)	総合的な就労支援	・障がい者の地域生活において、就労は非常に重要であり、専門機関である「障害者就業・生活支援センターはーとふる」に情報を提供、就労している者のフォローを連携して実施します。	・専門機関である障害者就業・生活支援センターはーとふるが開催する意見交換会へ積極的に参加しました。	・専門機関である障害者就業・生活支援センターはーとふるが開催する意見交換会へ積極的に参加します。	障がい者支援課 相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(2)	総合的な就労支援	・「障害者就業・生活支援センターはとふる」と連携し、障がい者に係る求人情報を提供するなど、障がい者の雇用につながるワンストップサービスの推進を図ります。	・障害者就業・生活支援センターはとふるや関係機関と連携を取りながら、相談に応じて情報提供を行いました。	・障害者就業・生活支援センターはとふると連携し、障がい者に係る求人情報を提供するなど、障がい者の雇用につながるワンストップサービスの推進を図ります。	障がい者支援課 相談支援係
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(3)	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	・事業者に対し働きやすい環境づくりを要請する等の対応とともに、講演会開催情報を提供することで理解の促進を図ります。	・就労を目指す障がい者からの相談に対してIT機器による訓練プログラムを行っている職業リハビリテーションセンター、障害者高等技術専門校の入校案内を窓口にて配布しました。	・事業者に対し働きやすい環境づくりを要請する等の対応とともに、講演会開催情報を提供することで理解の促進を図ります。	商工観光課
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(3)	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	・障がいの部位・特性等に配慮し、障がい者がITを活用し職域の拡大や障がいの特性に応じた雇用・就労形態の選択が可能となるよう、IT機器等の操作に習熟するための職業訓練を推進します。	・就労を目指す障がい者からの相談に対してIT機器による訓練プログラムを行っている職業リハビリテーションセンター、障害者高等技術専門校の入校案内を窓口にて配布しました。	・障がいの部位・特性等に配慮し、障がい者がITを活用し職域の拡大や障がいの特性に応じた雇用・就労形態の選択が可能となるよう、IT機器等の操作に習熟するための職業訓練を推進します。	商工観光課
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(3)	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	・「障害者就業・生活支援センターはとふる」が主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する「地域意見交換会」等、地域の就労支援関係機関と連携し、障がい者の就労支援を促進します。	・障がい者の地域生活において、就労は非常に重要であり、専門機関である「障害者就業・生活支援センターはとふる」が開催する意見交換会へ積極的に参加しました。	・障がい者の地域生活において、就労は非常に重要であり、専門機関である「障害者就業・生活支援センターはとふる」が開催する意見交換会へ積極的に参加します。	障がい者支援課 相談支援係
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(3)	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	・「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、本市における障がい者就労施設等の提供する物品、役務の優先調達を推進します。	・障がい者就労施設等の提供する物品、役務の優先調達推進のため、各課、各施設へ市内の障がい者就労施設の受注事例を紹介し、受注を募りました。 実績:928,844円 就労サポート・のだ:清掃工場の清掃及び雑務業務(清掃第一課) ひばり:リサイクルセンター研修棟の清掃業務(清掃第一課) 野田市心身障がい者福祉作業所:みかん石鹸(人権男女共同参画課(関宿会館、七光台会館) ふれあい喫茶つくしんぼ(秘書広報課) ふれあい喫茶つくしんぼ(高齢者福祉課)	・障がい者就労施設等の提供する物品、役務の優先調達推進のため、調達目標額を910,000円以上とし、各課、各施設へ市内の障がい者就労施設の受注事例を紹介、受注を募ります。	障がい者支援課 相談支援係
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(4)	経済的自立の支援	・重度障がい者医療費助成の現物給付化については、千葉県に合わせて平成27年8月から実施します。(再掲)	・重度障がい者医療費助成の現物給付化については、平成27年8月より開始しました。 身体:受給者2,868人 件数63,938件 309,892,626円 知的:受給者595人 件数6,873件 25,289,242円 精神:受給者182人 件数4,300件 31,660,605円	・引き続き、障がい者の経済的負担の軽減のため、重度障がい者医療費助成について、周知に努め助成を行います。	障がい者支援課 障がい者福祉係
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(4)	経済的自立の支援	・心身障がい者福祉手当等については、現下の厳しい財政状況を踏まえた中で、制度の見直しに向け、対応を検討します。	・各種手当等の支給を行いました。 身体障がい者福祉手当 2,879名 支給額 159,570,000円 知的障がい者福祉手当 143名 支給額 8,380,800円 重度知的障がい者福祉手当 127名 支給額 13,087,450円	・心身障がい者福祉手当等については、現下の厳しい財政状況を踏まえた中で、制度の改善に向けて対応を検討していきます。	障がい者支援課 障がい者福祉係
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(4)	経済的自立の支援	・就労については、「障害者・生活支援センターはとふる」と連携し、就労を目指した障害福祉サービスの利用などの支援を実施するとともに、諸手当などの給付サービス、税政上の優遇措置等を運用し、総合的に障がい者の自立を支援していきます。	・障がいのある人の就労に関する相談については、障害者・生活支援センターはとふるを案内するとともに、所得税、住民税の税控除、自動車税等の減免申請について周知を図りました。	・引き続き、障がいのある人の就労に関する相談については、障害者・生活支援センターはとふるを案内するとともに、所得税、住民税の税控除、自動車税等の減免申請について周知を図りました。	障がい者支援課 相談支援係
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(4)	経済的自立の支援	・民間施設(入所、通所)の傷害保険料の掛金について、負担の軽減を図るため、引き続き、支援していきます。	・障がい者支援施設や地域活動支援センターの利用者に対し傷害保険料の助成を行いました。 対象者:318人 助成額:639,000円	・民間施設の傷害保険料の掛金について、負担の軽減を図るため、引き続き、支援していきます。	障がい者支援課 障がい者福祉係

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
4	雇用・就業、経済的自立の支援	(4)	経済的自立の支援	・施設利用者の経済的負担の軽減を図るため、送迎のためのバスの運行費、通所者の支援施策を引き続き進めます。	・通所者の支援施策として、交通費の助成を行いました。 対象者:211人 助成額:5,546,720円	・施設利用者の経済的負担の軽減を図るため、送迎のためのバスの運行、通所者の支援施策を進めます。	障がい者支援課 障がい者福祉係
5	生活環境	(1)	住宅の確保	・障がい者に配慮した公営住宅の生活環境整備を今後とも推進していきます。	・上花輪団地2号棟の手摺り取り付け(改修)を実施しました。	・障がい者に配慮した公営住宅の生活環境整備を今後とも推進していきます。	営繕課
5	生活環境	(1)	住宅の確保	・平成27年度以降については上花輪団地2号棟、3号棟、七光台中央団地の順に共用階段へ手すりの取り付けを行う予定です。	・上花輪団地2号棟の手摺り取り付け(改修)を実施しました。	・緊急的な施設修繕を優先することになりますが、上花輪団地3号棟、七光台中央団地の共用階段へ手摺り取り付け(改修)を検討していきます。	営繕課
5	生活環境	(1)	住宅の確保	・障がい者の生活環境の向上のため、日常生活用具の一部として住宅改修の給付を行い、住宅のバリアフリー化の推進に努めます。	・障がい者の生活環境の向上のため、日常生活用具の一部として住宅改修の給付を行い、住宅のバリアフリー化の推進に努めました。4件	・引き続き、障がい者の生活環境の向上のため、日常生活用具の一部として住宅改修の給付を行い、住宅のバリアフリー化の推進に努めます。	障がい者支援課 相談支援係
5	生活環境	(1)	住宅の確保	・グループホームについては、地域で生活する障がい者に対する在宅支援の拠点として、民設民営を基本とした整備を推進し、運営を支援するとともに、入居者の家賃についても支援し、利用の促進を図ります。(再掲)	・グループホームについては、民設民営を基本とした整備を推進し、運営を支援し入居者の家賃についても支援しました。 ・グループホームの運営に要する経費の一部を補助しました。 施設数:21か所 補助額:6,381,308円 ・グループホームやケアホーム等の入居者への家賃補助を実施しました。 対象者:72人 助成額:8,717,299円 ・野田圏域障がい者グループホーム等連絡協議会に2回参加しました。また、野田圏域障がい者グループホーム啓発イベントに職員がパネルディスカッションに参加	・引き続き、グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営を支援するとともに、入居者の家賃補助を実施します。 ・7月に神奈川県相模原市の障害者施設において、多数の入所者が殺傷された事件を受け、防犯に係る安全の確保についてグループホームを含めた障害者支援施設等に通知しました。 ・野田圏域障がい者グループホーム等連絡会に出席しました。	障がい者支援課 相談支援係
5	生活環境	(2)	公共施設等のバリアフリー化の促進	・今後も引き続き改修等を行う場合には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき施工するよう協議します。	・改修等を行う場合には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき施工するよう協議しました。 ・公益的施設について、高齢者や障がいのある人たちが安全で快適に利用できるような必要な整備基準への適合努力義務を求めました。	・今後も引き続き、改修等を行う場合には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき施工するよう協議します。	生活支援課 社会係
5	生活環境	(2)	公共施設等のバリアフリー化の促進	・バリアフリー法に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした都市公園の園路などの施設改修を引き続き実施し、障がい者や高齢者等誰もが快適に利用できる公園の整備を進めます。	・公園1か所について園内の手洗い、水飲み及び四阿を車椅子利用者が快適に通行できるようアスファルト舗装の園路を新設しました。	・バリアフリー法に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした都市公園の園路などの施設改修を引き続き実施し、障がい者や高齢者等誰もが快適に利用できる公園の整備を進めます。	みどり水のまちづくり課

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
5	生活環境	(3)	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・今後も、公共施設半径1,000m以内の福祉のまちづくりパトロールを実施し、歩行空間の安全確保(バリアフリー化)を図ります。また、公共施設のバリアフリー化については、ファシリティマネジメント基本方針及び27年度策定予定の野田市公共施設等総合管理計画の中で検討していきます。	・16路線のパトロールを行い、段差の解消、標識・看板などの据えつけ状況の点検などを行い、補修・改修に努めました。 関宿公民館(2)、北部中(2)、清水台小(2)、山崎小(2)、いちいのホール(2)、尾崎小(2)、二中(2)、南部中(2) 平成25年度よりパトロール区域は、拠点区域を中心とする半径500メートルから1,000メートル圏内に拡大しており、パトロールの対象となる路線は、全体で160路線となります。その中で平成25年度から平成27年度までの3年間で実施する路線は48路線となっており、平成27年度は、16路線を実施いたしました。 ・16路線のパトロールの結果、指摘箇所数は市分55か所、国・県分57か所、警察等18か所、その他29か所の合計159か所です。市分55か所の指摘箇所は工事等により改修いたしました。 ・公共施設のバリアフリー化について、障がい者や高齢者の方を対象に要望調査を実施しました。要望調査結果は交通・信号機、法務部会へ報告いたします。	・今年度より3か年間の新しい路線が決定しており、その計画に沿って、公共施設関係1,000m以内の福祉のまちづくりパトロールを実施し、歩行空間の安全確保(バリアフリー化)を図ります。なお、国や県に対しても修繕の依頼をしていきます。 ・今年度の公共施設のバリアフリー化について要望結果等に基づき交通バリアフリー法専門部会で決定し、整備を図ります。	生活支援課社会係
5	生活環境	(3)	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。	・交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。	・交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。	企画調整課、道路建設課、都市整備課
5	生活環境	(3)	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕駅西口駅前広場の整備を進めるとともに、連続立体交差事業に合わせて駅のバリアフリー化を推進していきます。	・愛宕駅東口駅前広場(暫定形)は、歩道の幅員や勾配等について、交通バリアフリー法の移動円滑化基準に基づき整備を進め完成した。 ・愛宕駅西口駅前広場についても、同様に整備を進めるため、現地測量等を実施した。 <参考> ・愛宕駅及び野田市駅は、連続立体交差事業により整備されることから、事業の早期完成を促進しています。(仮線準備工事、高架橋工事等 事業進捗率:13.3%)	・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕駅西口駅前広場の整備を進めるとともに、連続立体交差事業に合わせて駅のバリアフリー化を推進していきます。 <参考> ・連続立体交差事業については、27年度に引き続き、仮線切り替えのための準備工事が予定されている。	愛宕駅周辺地区市街地整備事務所、都市整備課
5	生活環境	(3)	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・準重点整備地区の川間駅北口駅前広場は、街路事業に合わせて整備を実施するとともに、野田市駅は、連続立体交差事業、区画整理事業等の実施に合わせてバリアフリー化を推進していきます。	・準重点整備地区の川間駅北口駅前広場は、街路事業によりバリアフリー化を進めるとともに、野田市駅は、連続立体交差事業、区画整理事業等の実施に合わせてバリアフリー化を推進していきます。	・準重点整備地区の川間駅北口駅前広場は、28年度完成を目指して進めています。野田市駅は、連続立体交差事業、区画整理事業等の実施に合わせてバリアフリー化を推進します。	道路建設課、都市整備課
5	生活環境	(3)	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・障がい者の通行の安全を図るため、視覚障がい者用信号機等(音声付信号機等)の設置について警察署に要望していきます。	・視覚障がい者用信号機(音声付信号機等)を1基設置。	・視覚障がい者用信号機(音声付信号機等)設置の要望があれば、市から野田警察署へ申請します。	市民生活課
5	生活環境	(3)	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・障がい者の様々な要望に対応するため、船形地区の第二福祉ゾーンには、障害福祉サービス事業所ひばり、ほっと、みそらが整備されています。今後も、建設や運営能力が確実な法人等に土地を貸与し、民設民営による施設整備を図ります。	・事業者(社会福祉法人円融会)により、12月に施設建設工事に係る入札及び工事請負契約締結をしました。平成28年1月に工事が着工され事業を進めました。	・事業者(社会福祉法人円融会)により、29年2月に工事竣工の予定であり、29年4月の開設に向けて、事業を進めています。	生活支援課社会係
5	生活環境	(3)	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・施設整備については、障がい者が身近なところで施設を利用できるよう既存施設の有効活用等も含めて、野田市の現状と利用者の要望を踏まえ真に必要なものを見極め検討します。	・2月からの日中一時支援事業に続き、4月から短期入所事業が開始されました。	・今後も、あおい空において、重症心身障害児者等を対象とした日中一時支援事業、短期入所事業を実施します。	障がい者支援課相談支援係
5	生活環境	(3)	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・障害者総合支援法により、障がい者種別を越えた施設サービスの利用が可能となっていることから、既存の障がい者施設の利用について検討していきます。	・相談支援部会2回目において、特別支援学校の卒業生の進路について、各施設の利用状況を協議しました。	・相談支援部会等を活用して、施設の利用状況について、協議していきます。	障がい者支援課相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
6	情報アクセシビリティ	(1)	情報バリアフリー化の推進	・障がい者のIT活用による就労や社会参加を促進するため、ITの利用について様々な角度から推進するとともに、その基盤となる情報通信機器(日常生活用具)給付の中で、引き続き支援していくほか、機器に関する情報提供や活用方法の検討についても進めていきます。	・野田公民館において、視覚障がい者を対象にパソコン講習会を開催しました。 ・公民館講座や社会福祉協議会への委託により障がい者のパソコン教室を開催するとともに、日常生活用具として「情報・通信支援用具」の給付を行い、障がい者のIT利用を支援しました。	・視覚障がい者パソコン講習会の受講対象者を視覚障がい者の家族及び支援グループにも拡げ、視覚障がい者のIT利用に対し、周囲からの支援も進めていきます。	障がい者支援課 相談支援係、社会教育課
6	情報アクセシビリティ	(1)	情報バリアフリー化の推進	・障がい者の情報活用能力の向上のため、パソコン教室等の研修・講習会の充実を図るほか、障がい者のITの利用を支援する支援技術者の養成・育成を推進するための施策を促進するなど障がい者のIT利用を総合的に支援します。	・パソコン講習会を身体障がい者を対象に開催しました。 開催日:10月5日～12月14日 (3時間/回×8回=24時間) 場所:野田公民館 参加者数:7人	・障がい者の情報活用能力の向上のため、パソコン教室等の研修・講習会の充実を図るなど障がい者のIT利用を総合的に支援します。	障がい者支援課 障がい者福祉係
6	情報アクセシビリティ	(1)	情報バリアフリー化の推進	・野田公民館情報活用コーナーでは事業を継続するとともに、引き続き社会福祉協議会及びボランティアセンターと講座情報の共有化を図り、情報提供体制を一層強化していきます。	・野田公民館における取組として、視覚障がい者パソコン講習会を開催し、延べ10名が受講しました。また開催に当たっては、施設ボランティア(延30名)がサポートしました。 (10月3日～10月24日、4回、2時間/回)	・引き続き、野田公民館情報活用コーナーでは、視覚障がい者パソコン講習会の受講対象者を視覚障がい者の家族及び支援者グループにも拡げ、事業を継続するとともに、社会福祉協議会及びボランティアセンターと講座情報の共有化を図り、情報提供体制を一層強化していきます。	社会教育課
6	情報アクセシビリティ	(2)	情報提供の充実等	・公共サービスにおいては、補聴援助システムの普及や点字、録音物等による広報を推進するほか、手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕者、朗読者等の協力を求めるなど、それぞれの障がい特性に的確に対応した情報提供に努めます。	・ボランティアセンターにおいて、点訳奉仕会や朗読グループの協力により、点字、録音物等による広報の推進に努めました。	・点字、録音物等による広報を推進するほか、手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕者、朗読者等の協力を求めるなど、それぞれの障がい特性に的確に対応した情報提供に努めます。	障がい者支援課 障がい者福祉係、社会福祉協議会
6	情報アクセシビリティ	(2)	情報提供の充実等	・講演会や説明会などにおいて、手話や要約筆記、補聴援助システム等が設置される旨の周知を図ります。	・イベント等において、手話や要約筆記、補聴援助システム等の設置について、チラシや広報紙にその旨を記載し、市民への周知に努めました。	・差別解消法における合理的配慮に基づき、イベント等において、手話や要約筆記、補聴援助システム等が設置される場合には、チラシや広報紙にその旨を記載し、市民に周知を図ります。	障がい者支援課 障がい者福祉係、社会福祉協議会
6	情報アクセシビリティ	(2)	情報提供の充実等	・障がい者が出席する会議については、会議資料の提供方法や会議の進め方等について、できるだけ障がい特性に応じた形となるよう努めます。	・障がい者が出席する会議等に必要な盲人ガイドヘルパーや手話通訳者等を社会福祉協議会に依頼し派遣しています。また、必要に応じて櫛のホールや総合福祉会館において磁気ループの貸し出しを行いました。 手話通訳者(会議等) 506件 盲人ガイドヘルパー(会議等) 31件 要約筆記者(会議等) 247件 ・視覚障がい者が会議に出席する場合、資料をメールで送付し、事前に内容確認をしていただくなど、障がい特性に応じた情報の提供に努めました。	・障がい者が出席する会議については、会議資料の提供方法や会議の進め方等について、障がい特性に応じた形となるよう進めていきます。	障がい者支援課 障がい者福祉係
6	情報アクセシビリティ	(3)	意思疎通支援の充実	・コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者や聴覚障がい者のニーズに対応するため、盲人ガイドヘルパーや手話通訳者、要約筆記者及び点訳奉仕者の養成研修を推進、強化するとともに、これらの派遣体制の充実強化を図ります。	・視覚障がい者や聴覚障がい者のニーズに対応するため、盲人ガイドヘルパーや手話通訳者、要約筆記者の派遣及び手話通訳者、要約筆記者の養成研修実施しました。 手話講習会 開催日:6月11日から12月24日まで 計27回 場所:総合福祉会館第3会議室 参加者数:15人	・コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者や聴覚障がい者のニーズに対応するため、盲人ガイドヘルパーや手話通訳者、要約筆記者の派遣手話通訳者の養成研修を実施します。	障がい者支援課 障がい者福祉係、社会福祉協議会
6	情報アクセシビリティ	(3)	意思疎通支援の充実	・各種サービス窓口における手話のできる職員の育成、配置や点字の案内板等の設置を行うことにより、視覚障がい者の利便性の向上を図ります。	・今年度については通信教育助成事業による、手話入門の講座を希望する職員はおりませんでした。引き続き周知をしてまいります。	・手話講座については、参加しやすいよう学習期間を3月間から2月間に短縮したカリキュラムの講座に見直すとともに、引き続き、人事課の推奨講座に位置付け取り組んでいきます。	障がい者支援課 障がい者福祉係、人事課

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
6	情報アクセシビリティ	(3)	意思疎通支援の充実	・市本庁舎及び関係支所に要約筆記の技能も備えた手話通訳者を設置し、対応し利便性の向上を図っていきます。加えて、設置通訳者の同行範囲について検討します。	・障がい者団体からの要望を踏まえ、手話通訳者の常設について検討しました。	・手話通訳者の配置について、本庁週4日、支所週1日と日数を拡充し、利便性の向上を図りました。設置通訳者の同行範囲については、行政手続に必要な状況に応じて、利便性が図れるよう実施します。	障がい者支援課 障がい者福祉係
6	情報アクセシビリティ	(3)	意思疎通支援の充実	・公共施設においては、千葉県が定めた「障害のある人に対する情報保障のガイドライン」に沿い、コミュニケーション支援体制の充実に努めるとともに、コミュニケーションボード等の活用により、知的障がい者や自閉症者などが円滑なコミュニケーションを行いやすくなるような環境づくりを推進します。	・公共施設においては、千葉県が定めた「障害のある人に対する情報保障のガイドライン」に沿い、コミュニケーション支援体制の充実に努めました。	・今年度中に県が新しいガイドラインを公表することから、庁内に周知を図るとともに、さらなるコミュニケーション支援体制の充実に努めます。	障がい者支援課 障がい者福祉係
6	情報アクセシビリティ	(3)	意思疎通支援の充実	・「手話言語法」の制定に向け、市としても法整備の実現に向けて支援していきます。	・手話言語法の制定に向けた法整備について、情報収集を行い、国の動向を注視しました。	・6月に千葉県が手話言語等の普及の促進に関する条例が施行されたことから、市の意思疎通支援事業の運用について、障がい者団体と調整を図りながら、見直しを行います。	障がい者支援課 障がい者福祉係
6	情報アクセシビリティ	(4)	行政情報バリアフリー化の推進	・引き続き、野田公民館情報活用コーナーでの障がい者のIT活用を促進するための事業を継続するとともに、関係機関と連携し機器の活用をより一層PRしていきます。	・野田公民館における取組として、視覚障がい者パソコン講習会を開催しました。 (10月3日～10月24日、4回、2時間/回)	・障がい者パソコン講習会の受講対象者を障がい者の家族及び支援者グループにも拡げ、障がい者のIT利用に対し周囲からの支援を強化するとともに、機器の活用をより一層PRしていきます。	社会教育課
6	情報アクセシビリティ	(4)	行政情報バリアフリー化の推進	・市公式ホームページは、障がい者を含む全ての人々が利用しやすいホームページとなるよう、ウェブアクセシビリティ(年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること)の維持・向上に努めます。	・市ホームページのウェブアクセシビリティの維持・向上に努めました。	・引き続き、ウェブアクセシビリティの維持・向上に努めます。	秘書広報課
7	安全・安心	(1)	防災対策の推進	・引き続き、防災会議委員に障がい者団体連絡会から女性1人が参加し、地域防災計画等の作成等の取組を促進し災害に強い地域づくりを推進します。	・平成27年度の組織改編に伴う、地域防災計画の軽微な変更のみを行いました。	・引き続き、防災会議委員に障がい者団体連絡協議会から女性1名の参加をいただき、地域防災計画の見直しを行う際には、障がい者の意見を計画に反映させていきます。	防災安全課
7	安全・安心	(1)	防災対策の推進	・災害時に防災行政無線で聴覚障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう手帳を所有する世帯へ引き続き防災行政無線の文字表示機能付戸別受信機の無償貸与を実施します。	・聴覚障がい者から、防災行政無線の文字表示機能付戸別受信機の新規設置依頼はありませんでした。	・災害時に防災行政無線で聴覚障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう障がい者支援課と連携し、手帳を所有する世帯へ引き続き、防災行政無線の文字表示機能付戸別受信機の無償貸与を実施します。	防災安全課
7	安全・安心	(1)	防災対策の推進	・避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報の保護に留意しつつ、自治会や自主防災組織への働き掛けを行い台帳の整備を進め、安全な避難体制を確立していきます。	・要支援対象者に避難支援等関係者へ情報提供することについての同意確認及び名簿登載への意向確認調査を行い、避難行動要支援者名簿を作成の上、自治会や自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿を提供し、個別計画の作成を含めた台帳整備を行いました。	・避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報の保護に留意しつつ、自治会や自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿を提供し、個別計画の作成を含めた台帳整備を進めていきます。	障がい者支援課 障がい者福祉係、高齢者支援課
7	安全・安心	(1)	防災対策の推進	・災害時に、一般の避難所での避難生活が困難なため、特別な配慮をする障がい者や高齢者のみの世帯の方が避難する福祉避難所において、障がい者が必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう必要な体制を整備します。	・内閣府が作成した福祉避難所設置・運営に関するガイドラインや先進地の事例を参考にマニュアルのたたき台を検討しました。	・障がい者の関係団体や福祉避難所等に指定した施設等と調整を図りながら、福祉避難所マニュアルを作成する予定です。	障がい者支援課 障がい者福祉係
7	安全・安心	(1)	防災対策の推進	・障がい者関係団体の参加により防災関係部局及び福祉関係部局との連携の下で、引き続き防災訓練の実施等の取組を促進し災害に強い地域づくりを推進します。	・9月1日に行われた野田市総合防災訓練において、障がい者関係団体が参加し、避難行動要支援者避難誘導の訓練を実施しました。 団体:11団体 障がい者35名、支援者18名 中央小4年生 約30名 自主防災組織 太子堂4団体 約21名	・障がい者関係団体の参加により、防災関係部局及び福祉関係部局との連携の下で、引き続き、防災訓練や避難所解説訓練等の実施の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進します。 総合防災訓練:11月27日(日)に実施	障がい者支援課 障がい者福祉係、防災安全課

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績	平成28年度の実績	担当課担当係
7	安全・安心	(1)	防災対策の推進	・自主防災組織の設立を促進するほか、防災訓練実施に活動補助金を交付するなど、災害に強い地域づくりを推進します。	・自主防災組織設立時の資機材補助金、設立後4年を経過した自主防災組織への資機材補助金、防災訓練実施の活動補助金の拡充を行った結果、新たに16団体が設立され、201組織、組織率は49.9%となりました。	・新たに自主防災組織を設立する自治会や自主防災組織に対し、引き続き、自主防災組織への資機材等の補助金や防災活動に対する補助金の交付を行い、地域防災力の向上を図ります。	防災安全課	
7	安全・安心	(1)	防災対策の推進	・災害発生時又は災害が発生するおそれのある場合に、障がい者に適切に情報を伝えるための防災ハンドブックを引き続き作成し配布します。	・4月15日号野田市報を配布するのに合わせ、防災ハンドブックを全戸配布しました。	・災害発生時又は災害が発生するおそれのある場合に、障がい者に適切に情報を伝えるための防災ハンドブックを、転入時及び公共施設窓口で配布します。	防災安全課	
7	安全・安心	(2)	防犯対策の推進	・青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロールを行い犯罪抑止に努めます。	・北部地区に設置した「まめぼん」とともに青色回転灯搭載の防犯パトロール車両2台による市内全域のパトロールを行い犯罪抑止に努めました。 ・市報、ホームページ、まめメール等で、市内で発生する犯罪情報を提供し、被害に遭わないよう広報周知を行いました。	・青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロールを行い犯罪抑止に努めます。 ・市報、ホームページ、まめメール等で、市内で発生する犯罪情報を提供し、被害に遭わないよう広報周知を行います。	防災安全課	
7	安全・安心	(3)	消費者トラブルの防止及び被害からの救済	・障がい者の消費者トラブルを防止するため、消費生活センターのPRと合わせ、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について広く啓発を図ります。また、関係機関と連携を図り、出前講座を実施します。	・障がい者に対して実績はありませんでした。	・障がい者の消費者トラブルを防止するため、消費生活センターのPRとあわせ、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について広く啓発を図ります。 また、障がい者支援課等の関係機関と連携を図り、出前講座を実施します。	市民生活課	
8	差別の解消及び権利擁護の推進	(1)	障がい者を理由とする差別の解消の推進	・平成28年4月の障害者差別解消法の施行に合わせ、法の趣旨、目的等に関する効果的な広報、啓発活動、相談体制の整備に取り組み、障がい者を理由とする差別の解消の推進を図ります。	・障害者差別解消法の施行にあわせて、3月24日に講師を内閣府アドバイザー(現在さいたま市職員)として、対象者を市の管理職職員、指定管理者の長、小中学校長として、障害者差別解消法の施行に伴う研修会を実施しました。	・障害者差別解消法による市職員対応要領の策定後に、障がい特性の理解と合わせて研修会を職員対象に行う予定です。	障がい者支援課 相談支援係	
8	差別の解消及び権利擁護の推進	(1)	障がい者を理由とする差別の解消の推進	・雇用における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働く場合の支障を改善するための措置が新たに規定された改正障害者雇用促進法(平成28年4月施行)に基づき、障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働く場合の支障を改善するための措置等について、広報啓発に取り組みます。(再掲)	・松戸公共職業安定所が主催する障害者雇用連絡会に出席し、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供事務、使用者による障がい者虐待防止について等を議題に会議がありました。 ・障害者就業・生活支援センターは一とふるが主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する地域意見交換会第2回目において、改正障害者雇用促進法の説明がハローワーク野田より説明がありました。	・今後障害者差別解消法に関するパンフレットを、民間事業所、障害者支援施設等に配布を予定しています。例示として、雇用の分野における障がい者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が示します。 ・障がい者福祉ガイドブックにおいて、障がい者差別に関する相談窓口という項目を設け、障がいのあるひとの雇用についての説明を設けました。	障がい者支援課 相談支援係、 商工観光課	
8	差別の解消及び権利擁護の推進	(2)	権利擁護の推進	・障がい者総合相談センターは、障がい者虐待防止センター機能を有していることから、障がい者の虐待通報、届出等に対応するとともに相談体制の充実に努めます。また、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発を行い、障がい者虐待防止に努めます。	・障がい者支援課相談支援係が障害者虐待防止センターとして対応しており、通報、届出件数が6件ありましたが、虐待認定件数は4件でした。また、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発を行い、障がい者虐待防止に努めました。 ・12月1日号の市報に障がい者虐待防止の案内を掲載しました。	・障がい者支援課相談支援係が障害者虐待防止センターとして対応しており、今年度、3件の通報、届出等を受け、3件を虐待認定しています。今後も障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発を行い、障がい者虐待防止に努めます。 ・10月1日号の市報に障がい者虐待防止の案内を掲載しました。	障がい者支援課 相談支援係	
8	差別の解消及び権利擁護の推進	(2)	権利擁護の推進	・障害年金など個人の財産については、障がい者が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援します。	・障がい年金など個人の財産については、障がい者が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援します。また、野田市地域自立支援協議会の第2回相談支援部会において、成年後見の市長申立実績及び事例を紹介し、成年後見制度の利用推進を図りました。	・障がい年金など個人の財産については、障がい者が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援し、今年度については、市長申立て件数が1件ありました。	障がい者支援課 相談支援係	
8	差別の解消及び権利擁護の推進	(2)	権利擁護の推進	・日常生活自立支援事業については、相談等において、今後、相談支援員等からの支援につながるケースも想定されるため、福祉サービス事業所を中心に普及活動に努めます。(再掲)	・障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努め、また、市内にある7か所の相談支援事業所においては、日常生活自立支援事業を含めた基本相談支援を実施しました。	・介護者たる保護者が亡くなったり、高齢になる事で、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)のニーズが高まることが想定され、継続して普及活動に努めます。	障がい者支援課 相談支援係	

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の取組実績	平成28年度の取組予定	担当課担当係
8	差別の解消及び権利擁護の推進	(2)	権利擁護の推進	・成年後見制度については、市民後見人の養成を行い支援体制の充実を図るとともに、障がい者福祉ガイドブック等により情報提供及び関係機関等と連携するなど相談状況に応じた支援を実施します。また、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、制度の適切な利用の推進を図ります。(再掲)	・権利擁護に関する相談が59件ありましたが、市長申立てによる成年後見はありませんでした。	・障害者差別解消法の施行に伴い、障がいに係る虐待、差別の相談に対応できるように、受付票(ケース管理票)を更新しました。	障がい者支援課 相談支援係
9	行政サービス等における配慮	(1)	行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等	・新規採用職員研修を始め、職員を対象とした接遇に関する研修を実施するとともに、職員自らが考え実践するための接遇改善委員会を設置し、更なる接遇マナーの向上に努めます。	・障がい者に対する理解を深めるために、4月の新規採用職員研修(第1次)において、障がい者団体による研修を実施しました。 ・接遇マナー向上などを図るための研修を実施しました。 新規採用職員研修(第一次):新規採用職員23名 新規採用職員研修(第三次):新規採用職員18名 障害者差別解消法の施行に伴う研修会:管理職及び市内学校長 計107名 ・「接遇改善委員会」を組織し、6月と11月に「接遇強化キャンペーン」を実施しました。	・障害者差別解消法の施行に伴う研修会については、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に基づき実施します。 ・障がい者団体による研修を4月の新規採用職員研修(第1次)に実施します。 ・4月に実施する新規採用職員研修(第一次)において、接遇・マナーについて研修を実施する。 ・10月に実施する新規採用職員研修(第二次)において、障害者差別解消法についての研修を実施します。 ・1月に実施する新規採用職員研修(第一次)において、接遇・マナー(再確認)について研修を実施します。 ・接遇改善委員会の事務局として企画をサポートします	人事課
9	行政サービス等における配慮	(1)	行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等	・職員の障がい者への理解の促進を図るため、引き続き障がい者当事者団体の協力を得ながら研修を実施します。	・職員の障がい者への理解を促進するための研修を、野田市手をつなぐ親の会による「まめっ娘」キャラバン隊の協力の下、新規採用職員研修(第一次)において実施しました。	・4月に新規採用職員研修(第一次)において野田市手をつなぐ親の会による「まめっ娘」キャラバン隊の研修を実施する。 ・障害者差別解消法の施行に伴う研修会については、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に基づき実施します。	人事課
9	行政サービス等における配慮	(1)	行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等	・対人関係力を伸ばす講座を通信教育助成の対象講座にするとともに、職員への周知を行い受講者の増加に努めていきます。	・今年度は通信教育助成事業による、手話入門の講座を希望する職員はいませんでした。	・手話講座については、参加しやすいよう学習期間を3月間から2月間に短縮したカリキュラムの講座に見直すとともに、引き続き、人事課の推奨講座に位置付け取り組んでいきます。	人事課
9	行政サービス等における配慮	(1)	行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等	・教職員については、正しい理解と支援の充実のため、特別支援教育に関する研修会や公開研究会等への参加を引き続き推進していくとともに、研修・研究の機会の拡充に努めます。	・特別支援教育の正しい理解と支援の充実のため、野田市新規採用教職員及び転入教職員を対象とした研修会を実施しました。 4月17日(金) 講師:手をつなぐ親の会キャラバン隊「まめっ娘」 講義:「この街でずっと暮らしていきたい」 参加者:新規採用教職員(42名)、市内転入職員(8名) ・野田市教育委員会では、通常の学級での支援の在り方について、引き続き研修する機会を設けるため、第一線で研究・実践している講師を招き、子どもの理解と保護者支援に関する研修会を開きました。 教育相談研修会Ⅰ 8月18日(火)①9時～12時②13時～16時 講師:淑徳大学教授 小川 恵 ①演題 「教育相談における保護者との対応の仕方」 ②演題 「教室内に居場所が感じられる学級経営」 参加者 ①104名、②86名 (①②とも新採42名含) 教育相談研修会Ⅱ 8月4日(火)13時30分～16時30分 講師:千葉大学教育学部教授 真城知己 演題:「個別の指導計画の活用のための考え方」 参加者 72名 ・各学校では教育委員会と連携し、特別支援教育をテーマとした校内研修会や授業研究会を実施しまし	・教職員については、正しい理解と支援の充実のため、特別支援教育に関する研修会や公開研究会等への参加を引き続き、推進していくとともに、研修・研究の機会の拡充に努めます。 ・特別支援教育の正しい理解と支援の充実のため、野田市新規採用教職員および転入教職員を対象とした研修会を実施します。 4月15日(金) 講師 手をつなぐ親の会キャラバン隊「まめっ娘」 講義 「この街でずっと暮らしていきたい」 参加者 新規採用教職員、市内転入職員	指導課

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の取組実績	平成28年度の取組予定	担当課担当係
9	行政サービス等における配慮	(1)	行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等	・人権教育・啓発に関する野田市行動計画(第二次改訂版)では、障がい者の人権問題を課題の一つに位置付けており、野田市人権に関する市民意識調査の課題も踏まえ、様々な場や各種機会を通して施策を推進していきます。	・「人権教育・啓発に関する野田市行動計画(第2次改訂版)」に基づき、個別の人権課題(障がい者)及び一人ひとりの人権擁護のための施策を推進しました。 ・人権啓発冊子の配布・活用 人権意識の高揚と偏見・差別の解消のため、啓発資料「人権ア・ラ・カルト」等を配布・活用し、あらゆる機会を人権啓発の場と捉え、啓発を推進しました。	・人権教育・啓発に関する野田市行動計画(第2次改訂版)では、障がい者の人権問題を課題の一つに位置付けており、野田市人権に関する市民意識調査の課題も踏まえ、様々な場や各種機会を通して施策を推進していきます。	人権・男女共同参画推進課
9	行政サービス等における配慮	(2)	選挙等における配慮等	・移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化など、引き続き、投票環境の向上に努めます。	・移動に困難を抱える障がい者等に配慮するため、スロープ設置や土足化を図るほか、全ての投票所に車椅子用記載台や点字器を設置するなど、投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等に努めました。	・移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化など、引き続き、投票環境の向上に努めます。	選挙管理委員会
9	行政サービス等における配慮	(2)	選挙等における配慮等	・障がい者が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。	・代理投票制度について、市報や市ホームページ等において周知を図り、障がい者が自らの意志に基づき円滑に投票できるように努めました。	・障がい者が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。	選挙管理委員会
9	行政サービス等における配慮	(2)	選挙等における配慮等	・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。	・不在者投票制度(指定病院等における不在者投票、郵便投票等)について、市報や市ホームページ等において周知を図り、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めました。	・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。	選挙管理委員会
10	啓発・広報	(1)	広報・啓発活動の推進	・共生社会の理念を普及するとともに、障がい者に関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、「福祉のまちづくりフェスティバル」「ふれあいハートまつり」「子ども釣り大会」を始めとする各種行事や講演会を中心に、一般市民、ボランティア団体、障がい者団体、企業、NPOなど幅広い層の参加による啓発活動等を推進します。	・障がい者と健常者がいっしょに参加できる各行事を通して、障がい者について正しい理解と認識を持つことができるよう積極的な参加を推進しました。 第40回おひさまといっしょに 開催日:6月20日(土) 場所:関宿体育館 参加校:岩木小、木間ヶ瀬中 第19回福祉のまちづくりフェスティバル 第14回市民ふれあいハートまつり 同時開催 開催日:11月20日(土) 場所:文化センター ボランティア参加 南部中学校 福祉のまちづくり講座(全3回) 7月:参加者116名 東部公民館 11月:参加者100名 関宿公民館	・引き続き、障がい者と健常者がいっしょに参加できる各行事を通して、障がい者について正しい理解と認識を持つことができるよう積極的な参加を推進します。 第41回おひさまといっしょに 場所:関宿体育館 開催日:6月18日(土) 参加校:二川小、二川中 第26回サンスマイル 場所:野田市文化会館 開催日:7月26日(火) 参加校:市内小中学校特別支援学級、東部小、福一小、尾崎小 第20回福祉のまちづくりフェスティバル ボランティア参加 第一中学校	障がい者支援課 障がい者福祉係、生活支援課 社会係、指導課
10	啓発・広報	(1)	広報・啓発活動の推進	・障害者基本法に定められた障害者週間において、懸垂幕を掲揚し、啓発活動を推進します。また、視覚障がい者のために、音声による啓発についても検討します。	・12月3日～9日の障害者週間に市役所の懸垂塔に懸垂幕を掲揚するとともに、窓口にポスターを掲示し、啓発を図りました。	・引き続き、12月3日～9日の障害者週間に市役所の懸垂塔に懸垂幕を掲揚するとともに、窓口にポスターを掲示し、啓発を図るとともに、視覚障がい者のために、音声による啓発についても検討します。	障がい者支援課 障がい者福祉係
10	啓発・広報	(1)	広報・啓発活動の推進	・野田市子ども人権作品展に向けて、市内各学校で作文やポスター、標語等を募集し障がい者に対する理解を促進します。	・野田市子ども人権作品展に向けて、市内各学校から作文やポスター、標語等を募集し、障がい者に対する理解を深めました。また、特別支援学級に在籍する児童・生徒の絵画や工作、家庭科作品を「たんぼぼ作品展」としてふれあいギャラリーに展示し、市民の方々への理解を深める場としました。	・野田市子ども人権作品展に向けて、市内各学校で作文やポスター、標語等を募集し障がい者に対する理解を促進します。	指導課
10	啓発・広報	(1)	広報・啓発活動の推進	・各種障がい者のためのマークについて市報等の手段を通じ周知するなど、市民全体の障がい者に対する理解を深めるとともに、関係機関等との連携を図り、地域住民への啓発・広報を展開します。	・障害者マークをはじめ8種類のマークを障がい者ガイドブックや市のホームページに掲載するとともに、障がい者何でも相談室に掲示しました。また、市のホームページに掲載し、障がい者に対する理解を深めるため周知に努めました。	・内閣府から示されている障がい者に関するマークについて、情報発信をすることにより、障がい者に対する理解を深めるため、周知を図ります。	障がい者支援課 障がい者福祉係

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
10	啓発・広報	(1)	広報・啓発活動の推進	・障害者総合支援法を始めとする各種福祉サービスの周知徹底を図るため、障がい者福祉ガイドブックや広報紙、ホームページ等による広報活動の充実に努めます。	・障がい者ガイドブックを作成し、障がい者支援課のほか、関宿支所や各出張所で配付しました。 ・平成28年4月1日施行の障害者差別解消法に合わせて、3月1日号、3月15日号の市報に障害者差別解消法の施行を周知しました。また、ホームページについても、3月3日に障害者差別解消法の周知を掲載しました。	・障がい者福祉ガイドブックや広報紙、ホームページ等による広報活動の充実に努め、障害者差別解消法に関するパンフレットを民間事業所、障害者支援施設等に配布を予定しています。	障がい者支援課 相談支援係
10	啓発・広報	(2)	障がい及び障がい者理解の促進	・障がい者団体や施設等が行う、障がい者に対する理解促進のための啓発、広報活動を積極的に支援するとともに、広く情報提供に努めます。	・施設や障がい者団体等が実施する障がい者に対する理解を促進するための行事について、後援や広報を行いました。	・引き続き、障がい者に対する理解促進のための啓発、広報活動を積極的に支援するとともに、広く情報提供に努めます。	障がい者支援課 障がい者福祉係
10	啓発・広報	(2)	障がい及び障がい者理解の促進	・体験学習や交流教育などの小・中学校等における学校教育活動を通じ、障がい者に対する理解を深める福祉教育を社会福祉協議会とも連携し積極的に推進します。	・小中学校では、児童生徒の実態に応じて、特別支援学級と通常学級との共同・交流学習に取り組んでいます。また、ボランティアサークルの協力を得て、小学校で車いす体験や手話の学習等を実施し、障がい者に関する理解を深めました。	・体験学習や交流教育などの小・中学校等における学校教育活動を通じ、障がい者に対する理解を深める福祉教育を社会福祉協議会とも連携し積極的に推進します。	指導課
10	啓発・広報	(2)	障がい及び障がい者理解の促進	・体験学習、交流教育の実施に当たっては、3障がいのバランスに配慮するとともに、障がい当事者との交流機会の創設に努めます。	・教員研修として、校内研修、学校人権指導者養成講座等にて障がい者への理解を深める研修を実施しました。 ・障がい者への正しい理解と支援の充実にため、野田市新規採用教職員および転入教職員を対象とした研修会を実施しました。 4月17日(金) 講師：手をつなぐ親の会キャラバン隊「まめっ娘」 講義：「この街でずっと暮らしていきたい」 参加者：新規採用教職員(42名)、市内転入職員(8名)	・体験学習、交流教育の実施に当たっては、3障がいのバランスに配慮するとともに、障がい当事者との交流機会の創設に努めます。 ・障がい者への正しい理解と支援の充実にため、野田市新規採用教職員および転入教職員を対象とした研修会を実施しました。 4月15日(金) 講師：手をつなぐ親の会キャラバン隊「まめっ娘」 講義：「この街でずっと暮らしていきたい」 参加者：新規採用教職員、市内転入職員	指導課、障がい支援課障がい者福祉係
10	啓発・広報	(2)	障がい及び障がい者理解の促進	・引き続きフィルムライブラリーの充実及び利用促進を図り、障がいや障がい者理解のための啓発に努めます。	・障がい者に対する市民の理解を深めるため、小学校の人権教育、人権施策推進課が実施する市民や企業向けの人権教育研修会等で利用するフィルムライブラリー教材の貸出しを行いました。 <人権関係教材の貸出件数> 延貸出件数：26回 延利用者数：1,192人	・引き続き、フィルムライブラリー教材の充実及び利用促進を図り、障がいや障がい者理解のための啓発に努めます。	社会教育課
10	啓発・広報	(2)	障がい及び障がい者理解の促進	・平成26年度より福祉のまちづくり講演会に代わり、公民館の連続講座として、その趣旨を継続した福祉のまちづくり講座を開設しています。誰もが地域において豊かに生きる社会となるよう、より身近な課題として市民の理解が深まる事業を展開し、啓発を図ります。	・中央公民館主催講座実績 テーマ：「傾聴ボランティア養成講座」 会場：中央公民館 実施日：7月2日～7月28日(全4回) 参加人数：84人 ・福祉のまちづくり講座実績 会場①：東部公民館 「自分で出来る健康づくり」 実施日：7月8日～7月22日(全3回) 参加者数：116人 会場②：関宿公民館 「認知症への準備できていますか？」 実施日：11月4日～11月18日(全3回) 参加者数：100人	・福祉のまちづくり講座実施予定 会場①：南部梅郷公民館 テーマ：「パラリンピックを学ぼう」 実施日：6月15日～7月20日(全3回) 参加人数：50人 会場②：二川公民館 「地域の支援」 実施日：10月21日～11月11日(全3回) 募集人数：30人	社会教育課

第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)進捗状況 調査票

事業番号	項目(大)	事業番号	項目(小)	事業内容及び方針	平成27年度の実績	平成28年度の実績予定	担当課担当係
10	啓発・広報	(2)	障がい及び障がい者理解の促進	・人権教育・啓発に関する野田市行動計画(第二次改訂版)では、障がい者の人権問題を課題の一つに位置付けており、野田市人権に関する市民意識調査の課題も踏まえ、様々な場や各種機会を通して施策を推進していきます。(再掲)	・「人権教育・啓発に関する野田市行動計画(第2次改訂版)」に基づき、個別の人権課題(障がい者)及び一人ひとりの人権擁護のための施策を推進しました。 ・人権啓発冊子の配布・活用 人権意識の高揚と偏見・差別の解消のため、啓発資料「人権ア・ラ・カルト」等を配布・活用し、あらゆる機会を人権啓発の場と捉え、啓発を推進しました。	・人権教育・啓発に関する野田市行動計画(第2次改訂版)では、障がい者の人権問題を課題の一つに位置付けており、野田市人権に関する市民意識調査の課題も踏まえ、様々な場や各種機会を通して施策を推進していきます。	人権・男女共同参画推進課
10	啓発・広報	(3)	ボランティア活動等の推進	・ボランティア活動の推進を図るため、ニーズの高いボランティア関係の講座を開催、実施していきます。	・夏休みボランティア体験講座 中央の杜での自然観察・エコ体験や総合福祉会館での手話・要約筆記体験を実施しました。 ・車いす・目かくし体験 市内11小学校にて実施 ・ボランティアサロンの開催 ボランティア情報提供、交流の機会を目的に「ボランティアサロン」を開催いたしました。	・車いす・目かくし体験 市内小学校にて実施 ・夏休みボランティア体験 「すてきな音色で笑顔を「ハーモニカ演奏ボランティア」体験コース(事前練習有)」、「きれいな花で交流を「生け花ボランティア」体験コース(1日間)」の開催 ・ボランティアサロンの開催 ボランティア情報提供、交流の機会を目的に開催	社会福祉協議会
10	啓発・広報	(3)	ボランティア活動等の推進	・地域でのスムーズなボランティアの受入れのため地区社会福祉協議会において研修会を開催します。	・地区社協ボランティアスタッフ懇談会 遺言・相続・成年後見制度・高齢期のライフプランについて実施しました。	・地区社協ボランティアスタッフ懇談会 多世代間の交流・クラフト・室内で出来るレクリエーションについて学びます。	社会福祉協議会
10	啓発・広報	(3)	ボランティア活動等の推進	・ホームページ、SNS、「社福のだ」、「ボランティア通信」を活用し、ボランティアに関する情報を広く提供します。	・ホームページ、SNS、「社福のだ」、「ボランティア通信」を活用し、ボランティアに関する情報を広く提供しました。	・ホームページ、SNS、「社福のだ」、「ボランティア通信」を活用し、ボランティアに関する情報を広く提供します。	社会福祉協議会
10	啓発・広報	(3)	ボランティア活動等の推進	・若年層のボランティア活動普及を目的にボランティア活動の主旨や内容を記載した冊子を作成し、市内の中学校を卒業する生徒に配布します。	・ボランティア活動普及を目的にボランティア活動の主旨や内容を記載したガイドブック「はじめの一步を応援します」を作成し、中学校を卒業する生徒へ配布しました。	・ボランティア、福祉活動へのきっかけづくりを目的にガイドブック「はじめの一步応援します」を市内の中学校を卒業する生徒に配布し、ボランティア活動の普及に努めます。	社会福祉協議会
10	啓発・広報	(3)	ボランティア活動等の推進	・イベント以外の機会を利用し、引き続き「ボランティア活動」へのきっかけづくりと人材発掘に努めます。	・「市民ふれあいハートまつり」を通じ、地区社会福祉協議会やボランティア活動の啓発活動に努めました。また、市内の商業施設に出向き、ボランティアセンターの広報活動を実施しました。	・ボランティア活動を身近に感じていただけるよう参加しやすいボランティア活動及び啓発活動を通じ、ボランティアの活性化に尽力していただけるきっかけづくりと人材発掘に努めます。	社会福祉協議会

## 第 4 期野田市障がい福祉計画の進捗状況

計画期間：平成 2 7 年度～平成 2 9 年度

# 目 次

I	第4期野田市障がい福祉計画について	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	計画の基本理念	2
III	平成29年度までに達成すべき目標	3
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	3
2	地域生活支援拠点の整備	4
3	福祉施設から一般就労への移行等	5
IV	障害福祉サービス等の見込み	7
1	指定障害福祉サービス	7
(1)	訪問系サービス	7
①	サービス見込み量の考え方	7
②	第4期計画値と進捗状況	7
③	実績と今後の取り組みについて	9
(2-ア)	日中活動系サービス	9
①	サービス見込み量の考え方	9
②	第4期計画値と進捗状況	9
ア	生活介護	9
イ	自立訓練（機能訓練）	10
ウ	自立訓練（生活訓練）	11
エ	就労移行支援	12
オ	就労継続支援A型	13
カ	就労継続支援B型	14
③	実績と今後の取り組みについて	14
(2-イ)	日中活動系サービス（療養介護）	15
①	サービス見込み量の考え方	15
②	第4期計画値と進捗状況	15
③	実績と今後の取り組みについて	15
(2-ウ)	日中活動系サービス（短期入所）	16
①	サービス見込み量の考え方	16
②	第4期計画値と進捗状況	16
③	実績と今後の取り組みについて	17
(3-ア)	居住系サービス（共同生活援助）	18
①	サービス見込み量の考え方	18
②	第4期計画値と進捗状況	18
③	実績と今後の取り組みについて	19
(3-イ)	居住系サービス（施設入所支援）	20
①	サービス見込み量の考え方	20
②	第4期計画値と進捗状況	20
③	実績と今後の取り組みについて	20

2	指定相談支援	21
(1)	計画相談支援	21
①	サービス見込み量の考え方	21
②	第4期計画値と進捗状況	21
③	実績と今後の取り組みについて	21
(2)	地域相談支援	22
①	サービス見込み量の考え方	22
②	第4期計画値と進捗状況	22
③	実績と今後の取り組みについて	23
3	地域生活支援事業	
(1)	相談支援事業	24
①	サービス見込み量の考え方	24
②	第4期計画値と進捗状況	24
③	実績と今後の取り組みについて	24
(2)	コミュニケーション支援事業	25
①	サービス見込み量の考え方	25
②	第4期計画値と進捗状況	25
③	実績と今後の取り組みについて	25
(3)	日常生活用具給付等事業	26
①	サービス見込み量の考え方	26
②	第4期計画値と進捗状況	26
③	実績と今後の取り組みについて	26
(4)	移動支援事業	27
①	サービス見込み量の考え方	27
②	第4期計画値と進捗状況	27
③	実績と今後の取り組みについて	27
(5)	地域活動支援センター	28
①	サービス見込み量の考え方	28
②	第4期計画値と進捗状況	28
③	実績と今後の取り組みについて	28
(6)	その他の事業	29
①	サービス見込み量の考え方	29
②	第4期計画値と進捗状況	29
③	実績と今後の取り組みについて	29
4	障がい児を対象としたサービス	30
①	サービス見込み量の考え方	30
②	第4期計画値と進捗状況	31
③	実績と今後の取り組みについて	34

# I 計画の策定に当たって（本計画の1ページ）

## 1 計画策定の趣旨

本計画は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の支援を行い、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで、障がい者の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的に策定するものです。

## 2 計画の位置付け・他の計画との関係

### (1) 位置付け

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法と言う。）第 88 条の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく円滑な実施に関する計画を策定することとされた法定の計画です。

### (2) 他計画との関係

本計画は、本市の障がい者施策の基本的方向を示す指針である「野田市障がい者基本計画」と調和が保たれたものとします。

また、野田市総合計画に即したものとし、関連する地域福祉計画及び各保健施策分野の計画との整合性が図られたものとします。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 【計画期間】

18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
→			→			→			→		
第 1 期計画			第 2 期計画			第 3 期計画			第 4 期計画		

## 4 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う  
共生社会の構築

本計画の基本理念は、第2次野田市障がい者基本計画改訂版と共通の理念とします。

この基本理念と障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる3点に配慮して、本計画を作成します。

### (1) 障がいのある人等の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

### (2) 3障がいの一元化に対応した障害福祉サービスの充実

身体・知的・精神の3障がいに係る制度の一元化への対応として、障がい者等がその種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

### (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行や就労支援に対応したサービスの提供体制を整えとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に利用し、提供体制の整備を進めます。

### Ⅲ 平成 29 年度までに達成すべき目標

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(本計画の 8 ページ)

##### (1) 目標の設定 (第 4 期計画より抜粋)

国の基本指針では、平成 25 年度末時点における施設入所者数の 12%以上が、平成 29 年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 29 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 25 年度末時点から 4%以上削減することを目指しています。

平成 25 年度末時点の当市の施設入所者は 95 人であり、平成 29 年度までに施設入所から 12 人を、地域生活への移行者として設定しています。

##### (2) 第 4 期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	27 年度実績	達成率	考え方
平成 29 年度までの地域移行者数	12 人	1 人	8.3%	平成 25 年度末時点における施設入所者数 (95 人) の 12%以上とします。
平成 29 年度までの施設入所者削減数	4 人	1 人	25%	平成 25 年度末時点における施設入所者数 (95 人) の 4%以上とします。

##### (3) 実績と今後の取組について

施設入所者の地域移行の受け皿となるグループホーム等の新規設置など積極的な取り組みが期待されます。引き続き、グループホーム等の整備及び運営や利用者に対する支援体制の整備による一層の量的拡充及び質的拡充を図るとともに、入所者が円滑に地域に移行できるよう、相談支援の提供体制の整備を図ります。

また、移行先である地域の理解が深まるよう、障がい者理解の普及と啓発に努め、地域移行を促進します。

## 2 地域生活支援拠点の整備

### (1) 目標の設定 (第4期計画より抜粋)

国の基本指針では、「地域生活支援拠点」とは、地域での暮らしの安心感を担保し、地域において求められる相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による、地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を市町村、障がい福祉圏域ごとに、平成29年度末までに整備することを目指します。

なお、一方で、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的な整備も想定のひとつとされています。

### (2) 第4期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点の整備数	1か所	地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を整備

### (3) 実績と今後の取組について

国のモデル事業を実施し、既存の野田市地域自立支援協議会を中心に準備会を立ち上げ、整備手法及び具体的な拠点の機能について検討したところ、障がい者に対応した特別養護老人ホームと特養への中間施設としてのグループホームを拠点としながら、既存の社会資源や人的資源を有機的に結び付ける面的整備型の地域生活支援拠点を構築することとしました。

今後、整備における課題については、地域自立支援協議会を中心に関係機関と連携しながら検討を進めていきます。

### 3 福祉施設から一般就労への移行等 (本計画の10ページ)

#### (1) 目標の設定 (第4期計画より抜粋)

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労へ移行する者の数が、平成24年度の一般就労への実績の2倍以上にするとともに、福祉施設を利用している障がい者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定しています。

国の基本指針を踏まえて、本市の福祉施設から一般就労への移行目標値は、第4期計画終了までに一般就労へ移行する者の数が、平成24年度の一般就労への移行実績である18人の2倍以上を目標とし、また、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数は、平成25年度末における利用者数である56人の6割以上増加することを目標とします。

また、平成29年度末における就労移行率3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

#### (2) 第4期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	27年度実績	達成率	考え方
平成29年度中の一般就労移行者数	36人	6人	16.7%	平成24年度の移行実績(18人)の2倍以上にする。
平成29年度末における就労移行支援事業利用者数	90人	45人	50%	平成25年度末における利用者数(56人)の6割以上増加する。
平成29年度末における就労移行支援事業所ごとの就労移行率	50%	市内外19事業所のうち、5事業所が30%超	26.3%	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

### (3) 実績と今後の取組について

平成 27 年度は市内外の就労移行支援事業所に 45 人が利用し、市内の就労移行支援事業を利用した者のうち 6 人が一般就労へ移行することができました。

今後も、通所に係る交通費や障害保険料の負担を軽減する事業を実施し、市内外の就労移行支援事業の利用を促進します。また、職場実習を奨励する事業等も引き続き推進することで、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、企業との連携を強化し、一般就労の機会の拡大を図ります。

No.	所在	就労移行支援事業所名	利用者数	就労移行者数	就労移行率
1	市内	就労サポート・のだ	23 人	6 人	26.1 %
2	市外	東京ワークショップ	1	1	100
3	市外	ハローワールド大宮	1	1	100
4	市外	Kaien 秋葉原	1	1	100
5	市外	ハローワールド春日部	2	1	50
6	市外	Melk 柏オフエス	2	1	50
7	市外	ウイングル柏センター	2	0	0
8	市外	ウェルビー大宮センター	2	0	0
9	市外	ウェルビー新越谷	1	0	0
10	市外	オリーブハウス	1	0	0
11	市外	希望の峰	1	0	0
12	市外	就職するなら明朗塾	1	0	0
13	市外	沼南育成園	1	0	0
14	市外	つくばライフサポートセンター	1	0	0
15	市外	ひゅーまにあ鎌ヶ谷	1	0	0
16	市外	ふる里学舎 しぜん工房	1	0	0
17	市外	皆来	1	0	0
18	市外	よつば就労センター ユイマール	1	0	0
19	市外	WITH US	1	0	0
		計	45	市内 6 人 市外 5 人	30%超は 5 事業所

(27 年度実績は 3 月時点、市外事業所：五十音等順)

※就労移行支援「就労サポート・のだ」以外の市内施設（就労継続支援 A 型：1 事業所、B 型：4 事業所、地域活動支援センター：3 事業所、法外施設：1 事業所）において、平成 27 年度の就労実績はありません。

## IV 障害福祉サービス等の見込み

### 1 指定障害福祉サービス

(本計画の11ページ)

#### (1) 訪問系サービス

##### ①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

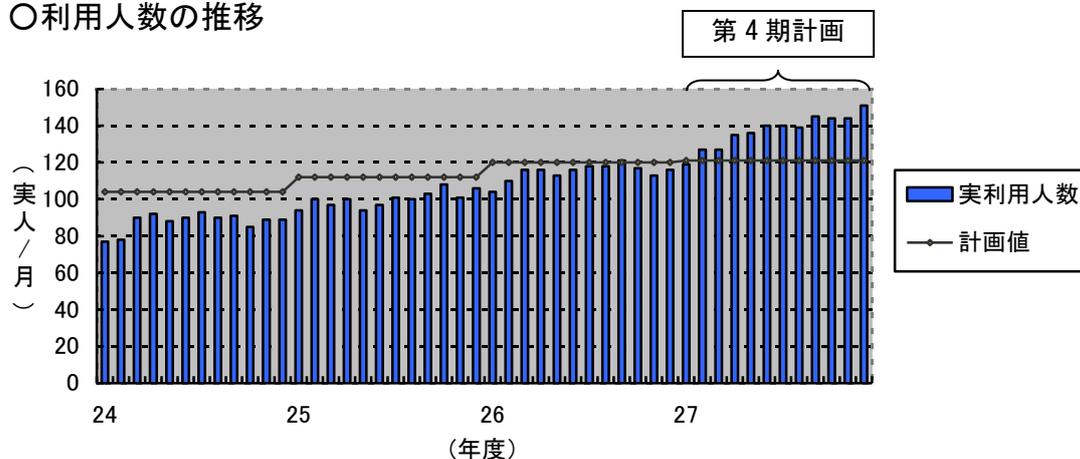
居宅生活を支えるサービスとして、アンケート調査でも身体障がい者や精神障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、利用実績をベースに、障がい者等のニーズや地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

##### ②第4期計画値と進捗状況

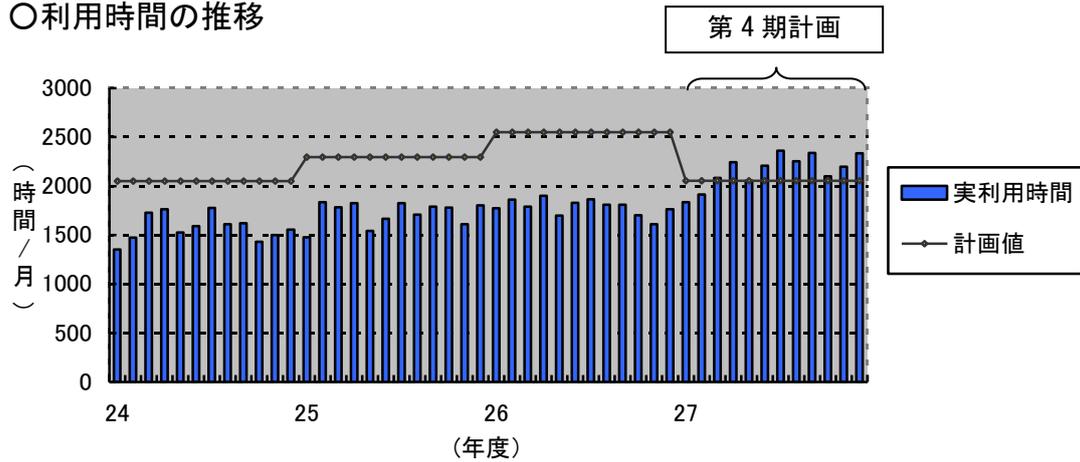
			(参考) 第3期計画			第4期計画		
サービス名	単位	数値	24年	25年	26年	27年	28年	29年
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間 /月	計画値	2,052	2,295	2,551	2,054	2,295	2,403
		実績値	1,557	1,802	1,763	2,335		
		達成率	75.9%	78.5%	69.1%	113.7%		
	実人	計画値	104	112	120	121	130	139
		実績値	93	106	116	151		
		達成率	89.4%	94.6%	96.6%	124.8%		

(24~27年度実績は3月時点)

##### ○利用人数の推移



○利用時間の推移



○市内居宅介護事業所・重度訪問介護事業所

No.	名称
1	トータルサポート・ノダ
2	あいらいふ居宅介護事業所
3	マミー介護サービス
4	指定訪問介護事業所かりん
5	野田市指定居宅介護事業所
6	たすけあいスプーン障害福祉サービス事業所
7	ニチイケアセンター野田
8	ジャパンケア野田関宿
9	ジャパンケア野田山崎
10	のだ訪問サービス
11	ADVANCE
12	麗訪問介護
13	訪問介護しらゆり

(H28年3月時点、順不同)

○市内行動援護事業所

No.	名称
1	ADVANCE

(H28年3月時点)

○市内同行援護事業所

No.	名称
1	野田市社会福祉協議会

(H28年3月時点)

### ③実績と今後の取組について

前年、前々年と比較して利用時間、利用人数とも増加傾向にあり、支給量、支給決定者数とも計画を上回りました。特に、行動援護の普及が進んだことにより、知的障がい、又は精神障がいにより行動に著しい困難を有する人に必要な支援を行うことができました。今後は、障がいのある人の在宅での生活が充実したものになるよう、障害福祉サービスの一層の情報提供を進めるとともに、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう相談支援事業の充実に努めます。

## (2-ア) 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援） （本計画の12ページ）

### ①サービス見込量の算出の考え方（第4期計画より抜粋）

日中活動の場を確保するサービスとして、アンケート調査でも身体障がい者や精神障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、支給決定者数をベースに、特別支援学校の卒業者数、地域生活への移行者数を勘案して見込みます。

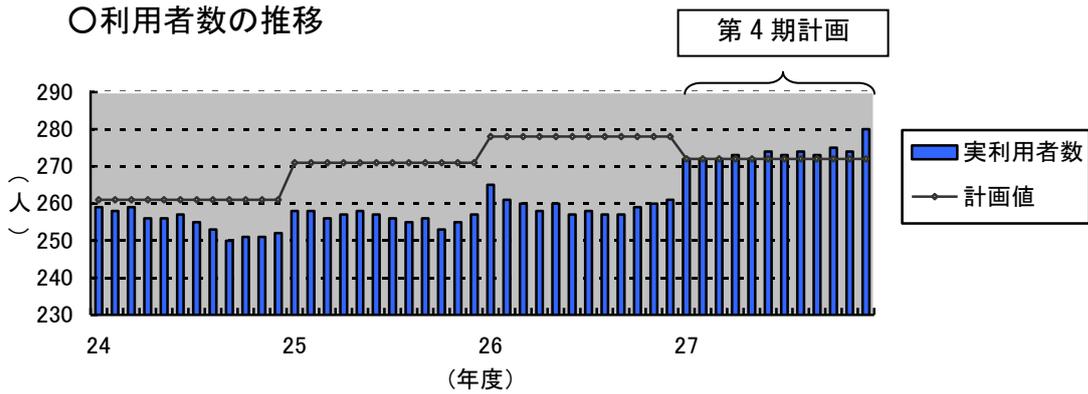
### ②第4期計画値と進捗状況

#### ア 生活介護

サービス名	単位	数値	（参考）第3期計画			第4期計画		
			24年	25年	26年	27年	28年	29年
生活介護	延人日/ 月	計画値	5,220	5,420	5,560	5,344	5,638	5,933
		実績値	4,646	4,682	5,156	5,378		
		達成率	89.0%	86.4%	92.7%	100.6%		
	実人	計画値	261	271	278	272	287	302
		実績値	252	257	261	280		
		達成率	96.6%	94.8%	93.8%	102.9%		

（24～27年度実績は3月時点）

○利用者数の推移



○市内生活介護事業所

No.	名称	定員
1	野田芽吹学園 (日中部分)	50 人
2	くすのき苑 (日中部分)	50
3	野田市立こぶし園	40
4	ひばり	40
5	野田市心身障がい者福祉作業所 (多機能型)	23
6	野田市立あすなろ職業指導所 (多機能型)	20
7	野田市立あおい空	20
8	ワークショップくすのき	20
9	ほのか	20

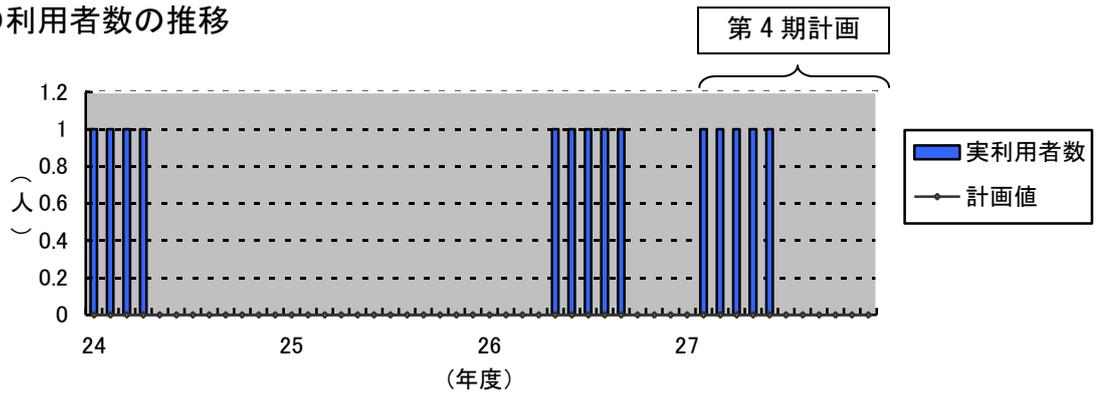
(H28年3月時点、定員順)

イ 自立訓練 (機能訓練)

サービス名	単位	数値	(参考) 第3期計画			第4期計画		
			24年	25年	26年	27年	28年	29年
自立訓練 (機能訓練)	延人 /月	計画値	44	66	66	15	30	45
		実績値	0	0	0	0		
		達成率	0%	0%	0%	0%		
	実人	計画値	2	2	3	1	2	3
		実績値	0	0	0	0		
		達成率	0%	0%	0%	0%		

(24~27年度実績は3月時点)

○利用者数の推移



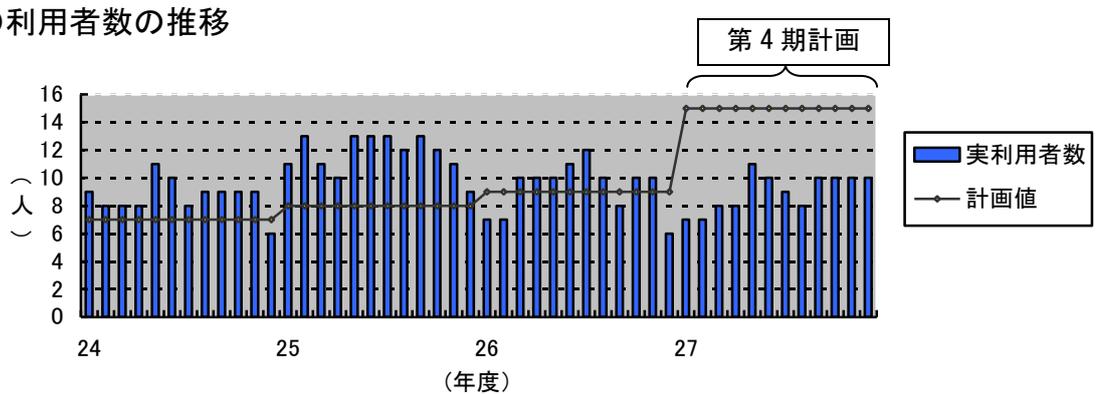
○市内自立訓練（機能訓練）事業所 無し

ウ 自立訓練（生活訓練）

サービス名	単位	数値	(参考) 第3期計画			第4期計画		
			24年	25年	26年	27年	28年	29年
自立訓練 (生活訓練)	述人 /月	計画値	119	136	153	138	165	193
		実績値	112	128	59	122		
		達成率	94.1%	94.1%	38.5%	88.4%		
	実人	計画値	7	8	9	15	18	21
		実績値	6	9	6	10		
		達成率	85.7%	112.5%	66.6%	66.7%		

(24~27年度実績は3月時点)

○利用者数の推移



○市内自立訓練（生活訓練）事業所

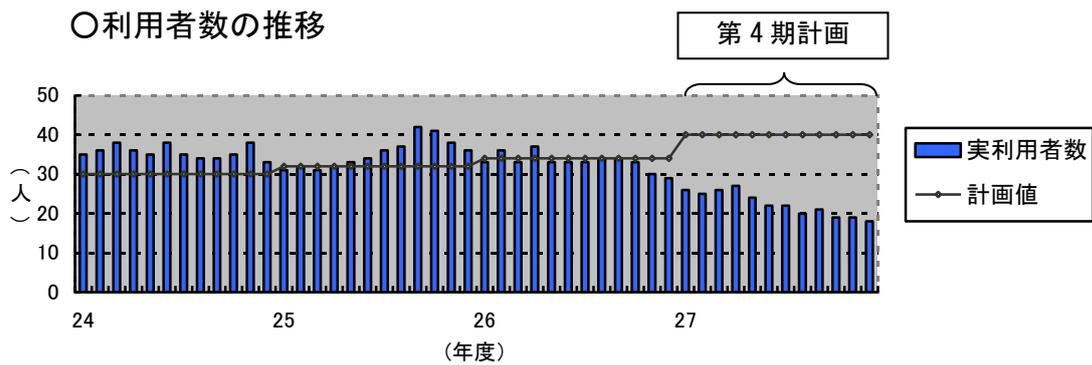
No.	名称	定員
1	つばさ（多機能型）	6人

(H28年3月時点)

## エ 就労移行支援

サービス名	単位	数値	(参考) 第3期計画			第4期計画		
			24年	25年	26年	27年	28年	29年
就労移行支援	延人/月	計画値	600	640	680	651	716	781
		実績値	585	540	468	351		
		達成率	97.5%	84.4%	69.8%	53.9%		
	実人	計画値	30	32	34	40	44	48
		実績値	33	36	29	18		
		達成率	110.0%	112.5%	85.2%	45%		

(24~27年度実績は3月時点)



### ○市内就労移行支援事業所

No.	名称	定員
1	就労サポート・のだ	20人

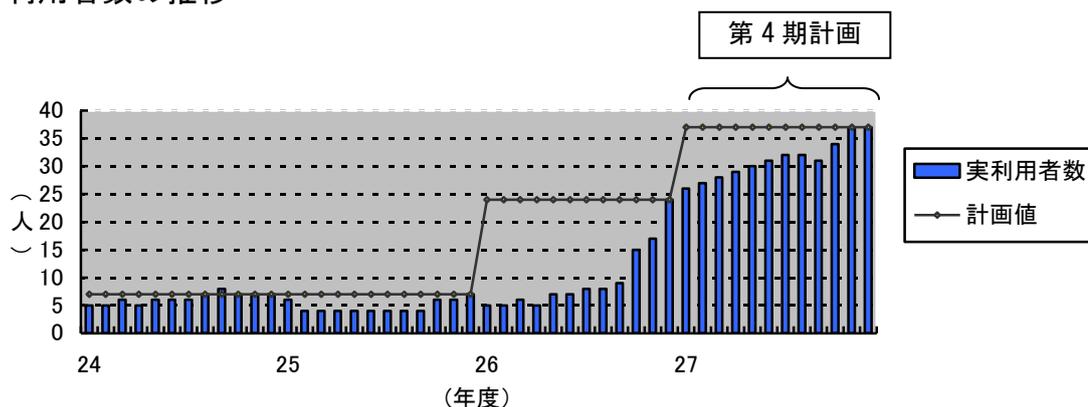
(H28年3月時点)

## オ 就労継続支援（A型）

			（参考）第3期計画			第4期計画		
サービス名	単位	数値	24年	25年	26年	27年	28年	29年
就労継続支援A型	延人/月	計画値	110	132	176	252	349	446
		実績値	116	128	444	696		
		達成率	105.5%	97.0%	252.2%	276.2%		
	実人	計画値	5	6	8	13	18	23
		実績値	7	7	24	37		
		達成率	104.0%	116.7%	300.0%	284.6%		

（24～27年度実績は3月時点）

### ○利用者数の推移



### ○市内就労継続支援（A型）事業所

No.	名称	定員
1	株式会社ホップ	20人

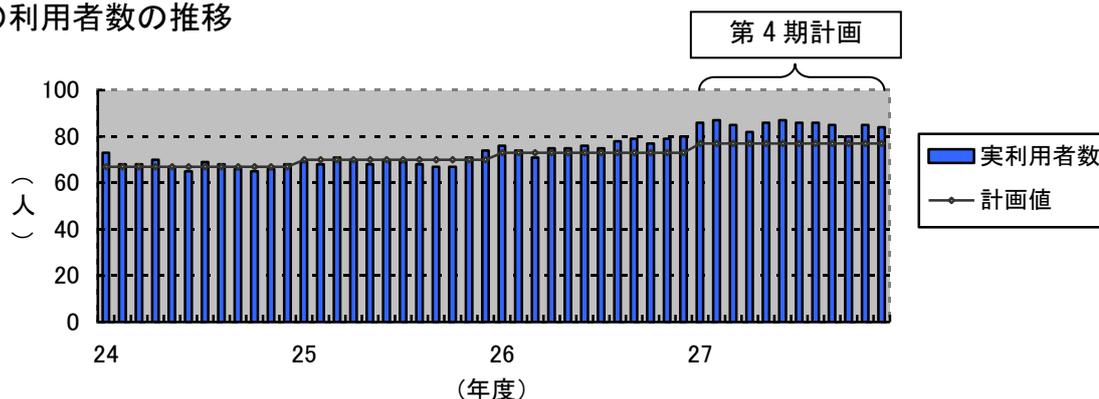
（H28年3月時点）

## カ 就労継続支援（B型）

サービス名	単位	数値	（参考）第3期計画			第4期計画		
			24年	25年	26年	27年	28年	29年
就労継続支援B型	延人 /月	計画値	1,139	1,190	1,241	1,368	1,422	1,475
		実績値	1,085	1,260	1,352	1,495		
		達成率	79.3%	105.9%	108.9%	109.3%		
	実人	計画値	67	70	73	77	80	83
		実績値	68	74	80	84		
		達成率	101.5%	105.7%	109.5%	109.1%		

（24～27年度実績は3月時点）

### ○利用者数の推移



### ○市内就労継続支援（B型）事業所

No.	名称	定員
1	野田市心身障がい者福祉作業所（多機能型）	20人
2	野田市立あすなろ職業指導所（多機能型）	20人
3	羽の郷野田	20人
4	つばさ（多機能型）	14人

（H28年3月時点、定員順）

### ③実績と今後の取組について

生活介護・就労継続支援A型・B型については利用時間、利用人数ともに伸び、計画値を上回りました。自立訓練（機能訓練）については、平成27年5月から9月までの1人の利用がありました。自立訓練（生活訓練）、就労移行支援は、計画を下回りましたが、利用者のサービスを利用する目的、ニーズに応じて対応します。また、利用しやすい環境を整備するために、利用者の通所に係る交通費や保険料の負担軽減策を実施していきます。

(2-イ) 日中活動系サービス（療養介護）（本計画の13ページ）

①サービス見込量の算出の考え方（第4期計画より抜粋）

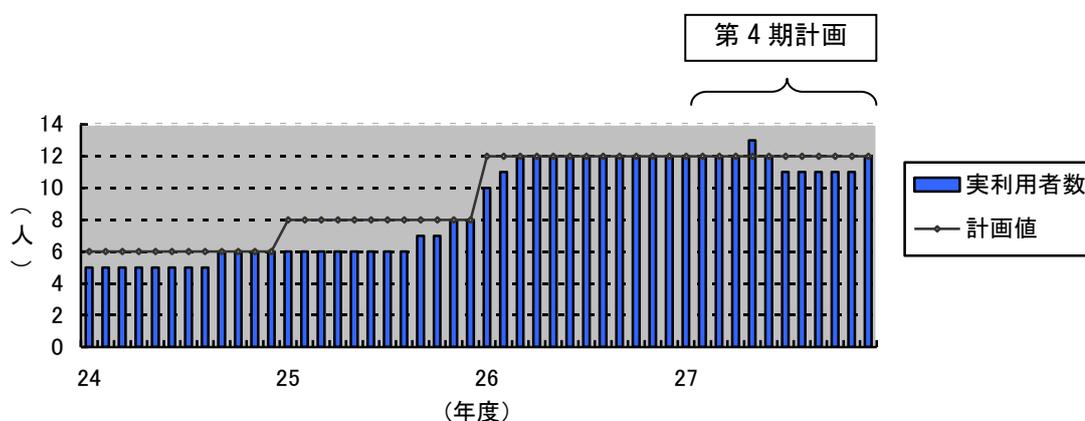
支給決定者数をベースに、重症心身障がい児（者）施設から療養介護へサービス移行する人数、東葛地域（柏市）に開設された療養介護事業所（重症心身障がい児者施設）への入所状況等を勘案して見込みます。

②第4期計画値と進捗状況

サービス名	単位	数値	（参考）第3期計画			第4期計画		
			24年	25年	26年	27年	28年	29年
療養介護	実人	計画値	5	5	13	14	14	14
		実績値	6	8	12	12		
		達成率	120.0%	160.0%	92.30%	85.7%		

（24～27年度実績は3月時点）

○利用者数の推移



○市内療養介護事業所 無し

③実績と今後の取組について

県及び近隣市と連携して、平成26年度に東葛地域（柏市）に開設された療養介護事業所（重症心身障がい児者施設）を中心に利用の促進を図っております。

平成27年度新規2人を支給決定したものの、2人が退所（死亡、通所利用）している。

(2-ウ) 日中活動系サービス（短期入所）

(本計画の14ページ)

①サービス見込量の算出の考え方（第4期計画より抜粋）

地域生活を支えるサービスとして、アンケート調査でも身体障がいや知的障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、利用実績をベースに、障がい者等のニーズ等を勘案して見込みます。

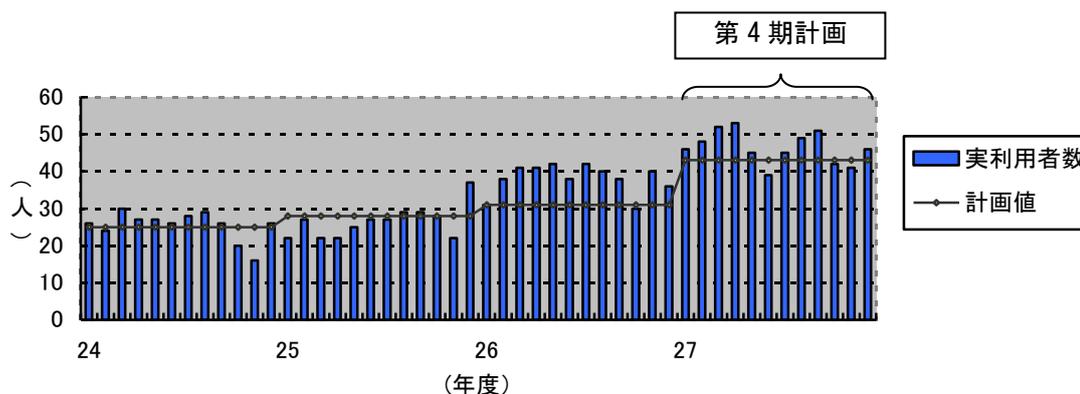
②第4期計画値と進捗状況

ア 短期入所

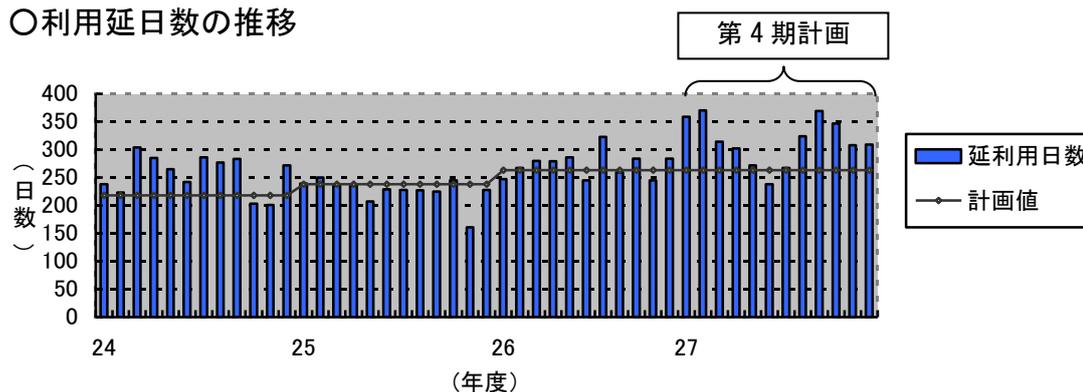
			(参考) 第3期計画			第4期計画		
サービス名	単位	数値	24年	25年	26年	27年	28年	29年
短期入所	延人 /月	計画値	218	238	263	263	293	354
		実績値	272	228	284	309		
		達成率	124.8%	95.8%	107.9%	117.5%		
	実人	計画値	25	28	31	43	48	58
		実績値	26	37	36	46		
		達成率	104.0%	132.1%	116.1%	107.0%		

(24~27年度実績は3月時点)

○利用者数の推移



### ○利用延日数の推移



### ○市内短期入所事業所

No.	名称	定員
1	くすのき苑 (併設)	8 人
2	野田芽吹学園 (併設)	6
3	中根の家 (空床型)	4
4	野田市立あおい空 (法外 単独型)	3
5	短期入所ほっと (併設)	3

(H28年3月時点、定員順)

### ③実績と今後の取組について

短期入所は依然としてニーズの高いサービスであること、また、平成26年8月に新たに市内にサービスを提供できる事業所が開設され、利用日数、利用者数ともに計画を達成しました。引き続き、障害者支援施設と連携を図ってサービス量の確保に努めております。

(3-ア) 居住系サービス（共同生活援助、共同生活介護）

(本計画の15ページ)

①サービス見込量の算出の考え方（第4期計画より抜粋）

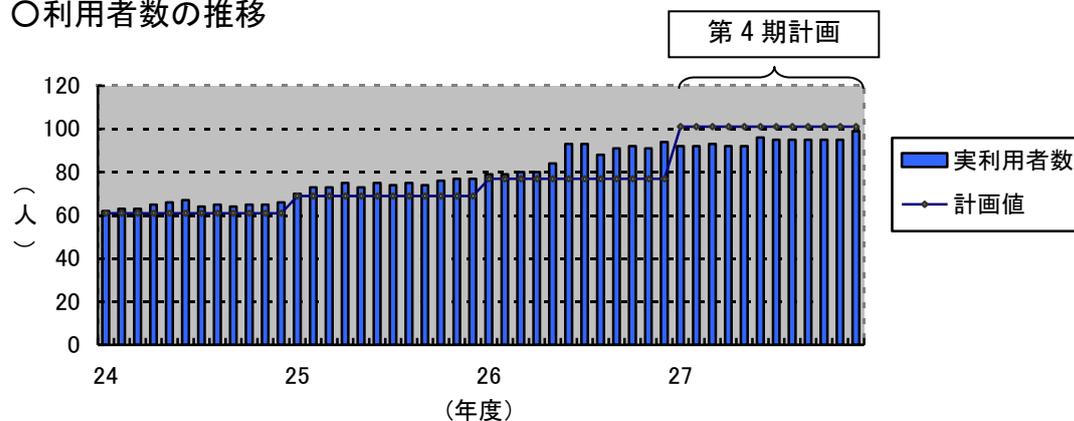
アンケート調査でも知的障がい者を中心に将来の住まいの場として希望する人が多いサービスであり、支給決定者数をベースに、障がい者等のニーズ、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

②第4期計画値と進捗状況

サービス名	単位	数値	(参考) 第3期計画			第4期計画		
			24年	25年	26年	27年	28年	29年
共同生活援助 共同生活介護 (H24.25)	実人	計画値	61	69	77	101	111	121
		実績値	66	77	94	99		
		達成率	108.2%	111.6%	122.0%	98.0%		

(24~27年度実績は3月時点)

○利用者数の推移



○市内共同生活援助事業所

No.	名称	定員	開設
1	啓心荘ひまわり	5 人	H18. 10
2	啓心荘なでしこ	5	H18. 10
3	かりんず	8	H18. 10
4	かえで	4	H18. 10
5	ほっと	5	H19. 4
6	希の芽	7	H19. 5
7	しいのき	4	H19. 12
8	けやき	4	H20. 6
9	柿の木	3	H23. 3
10	ポプラ	5	H23. 5
11	ぱーる	5	H24. 4
12	芽ぐみ	4	H24. 8
13	そよかぜハウス A 棟 B 棟	9	H25. 2
14	星のいえ野田 A 棟 B 棟	9	H25. 4
15	中根の家	4	H26. 8
16	ゆりの木	7	H26. 9
17	ささらホーム 1~4	1 2	H26. 12

(H28 年 3 月時点、開設順)

③実績と今後の取組について

利用者は増加しましたが、計画値を下回りました。引き続き、県と連携して、地域生活への移行の推進、地域における住まいの場として、質と量の充実を図ることとし、事業者が安定した運営ができるように支援を実施していきます。また、利用しやすい環境を整備するために、利用者には家賃等の負担軽減策を実施していきます。

### (3-イ) 居住系サービス（施設入所支援）

#### ①サービス見込量の算出の考え方（第4期計画より抜粋）

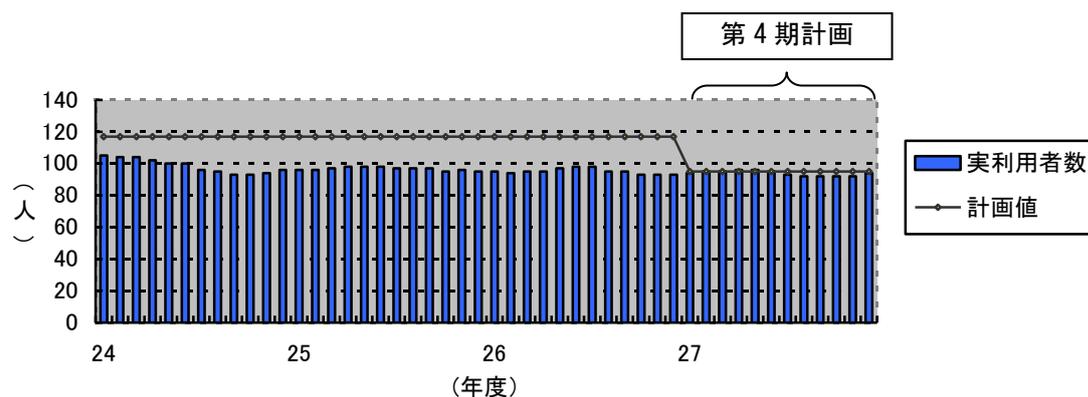
支給決定者数をベースに、旧法施設の新体系事業への移行、入所待機者数、障がい者等のニーズ等を勘案して見込みます。

#### ②第4期計画値と進捗状況

サービス名	単位	数値	(参考) 第3期計画			第4期計画		
			24年	25年	26年	27年	28年	29年
施設入所支援	実人	計画値	117	117	117	95	93	91
		実績値	96	95	93	94		
		達成率	82.1%	81.2%	79.4%	98.9%		

(24~27年度実績は3月時点)

#### ○利用者数の推移



#### ○市内施設入所支援事業所

No.	名称	定員
1	野田芽吹学園（夜間部分）	50人
2	くすのき苑（夜間部分）	50人

(H28年3月時点、開設順)

#### ③実績と今後の取組について

施設入所支援については、計画値を下回りましたが、実績はほぼ現状を維持しています。引き続き、国や県の動向及び入所待機者の状況を見極めながら、現状のサービス提供体制を確保していきます。

## 2 指定相談支援

(本計画の17ページ)

### (1) 計画相談支援

#### ① サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

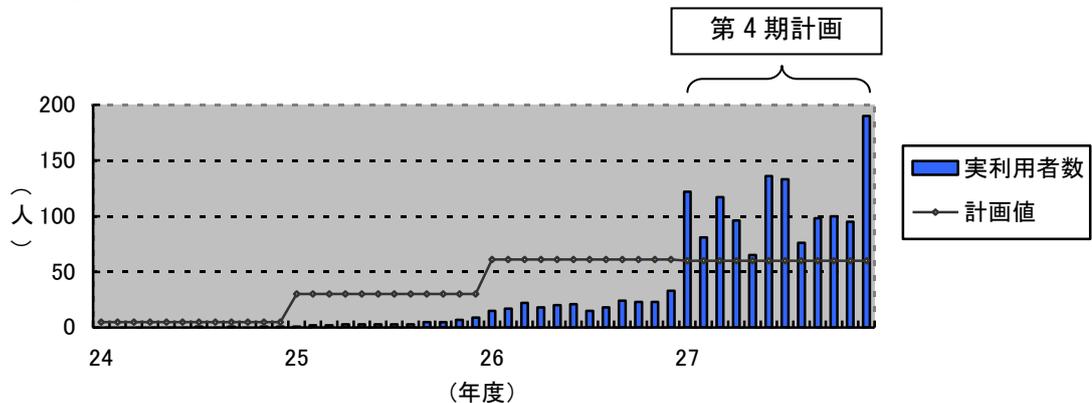
サービス等利用計画については、ニーズの増加が見込まれるため、平成27年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

#### ② 第4期計画値と進捗状況

サービス名	単位	数値	(参考) 第3期計画			第4期計画		
			24年	25年	26年	27年	28年	29年
指定相談支援	実人/月	計画値	5	30	61	60	60	91
	延人日/月	実績値	1	9	33	190		
		達成率	20.0%	30.0%	54.0%	317%		

(24~27年度実績は3月時点)

#### ○利用者数の推移



#### ○市内指定特定相談支援事業所

No.	名称
1	相談支援センターいちいの木
2	地域活動支援センターさくら
3	相談支援事業所はーとふる
4	サポート芽吹
5	相談支援センターそよかぜ
6	野田市立こだま学園
7	相談支援事業所おひさま

(H28年3月時点、順不同)

### ③実績と今後の取組について

平成 27 年度から全てのサービス利用者に計画相談が必要になったことから、計画値を大幅に上回りました。

引き続き、計画相談支援の対象者の大幅な拡大を踏まえ、事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を図り、事業者の確保に努めます。また、地域自立支援協議会を通じ、相談支援の提供体制を図るとともに、サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の構築に努めます。

## (2) 地域相談支援

(本計画の 17 ページ)

### ①サービス見込量の算出の考え方 (第 4 期計画より抜粋)

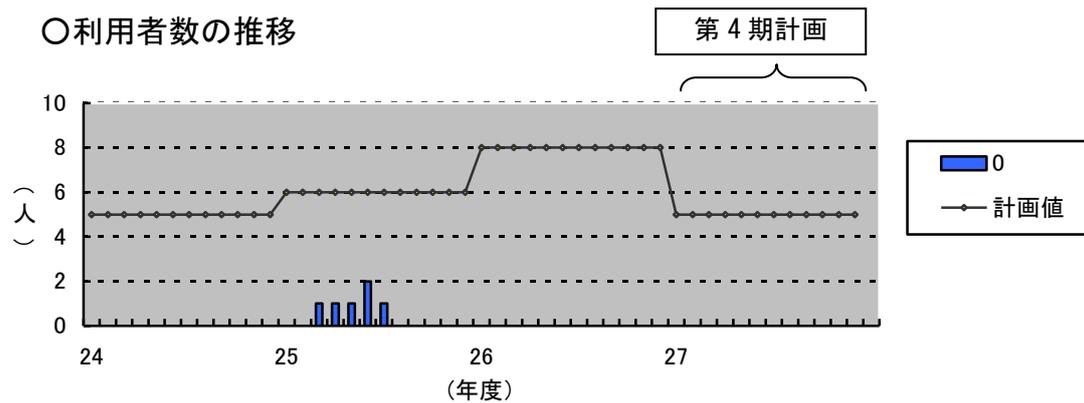
施設入所者数、精神科病院長期入院者数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

地域定着支援については、単身の障がい者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

### ②第 4 期計画値と進捗状況

サービス名	単位	数値	(参考) 第 3 期計画			第 4 期計画		
			24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
地域移行支援	実人	計画値	6	8	10	5	6	7
		実績値	0	0	0	0		
		達成率	0%	0%	0%	0%		
地域定着支援	実人	計画値	5	6	8	5	6	7
		実績値	0	0	0	0		
		達成率	0%	0%	0%	0%		

(24~27 年度実績は 3 月時点)



○市内指定相談支援事業所

No.	名称
1	相談支援センターいちいの木

(H28年3月時点)

③実績と今後の取組について

平成 27 年度は、地域定着支援について、1 人支給決定を行いました但し利用がありませんでした。引き続き、地域相談支援の創設を踏まえ、県と市内一般相談支援事業所と連携を図り、地域移行等に係るネットワークの構築等に努めます。

### 3 地域生活支援事業

(本計画の18ページ)

#### (1) 相談支援事業

##### ①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

事業名	実施に関する考え方
相談支援事業	
障害者相談支援事業	障がい者が、身近な地域で相談が受けられるよう、相談できる拠点を設けます。
地域自立支援協議会	地域の障がい者支援に関する定期的な協議の場として設置します。
相談支援機能強化事業	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談体制を強化します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用である障害者に対し、利用の支援を図ります。

##### ②第4期計画値と進捗状況

事業名	単位	数値	(参考) 第3期計画			第4期計画		
			24年	25年	26年	27年	28年	29年
相談支援	障がい者相談支援事業	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2	2		
	地域自立支援協議会	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施		
相談支援機能強化事業	箇所	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施		
成年後見制度利用支援事業	箇所	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施		

※障がい者相談支援事業、住宅入居等支援事業及び成年後見制度利用支援事業は市担当課が実施

※相談支援機能強化事業はサポートセンター沼南（柏市）及び地域活動支援センターさくら（野田市）に委託

##### ③実績と今後の取組について

各事業ともおおむね計画通りの実績となりました。今後も利用者の意向の把握に努めながら、障がい者の相談、支援を円滑に進めるよう、効率的な事業を執行します。

## (2) コミュニケーション支援事業

(本計画の19ページ)

### ①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

事業名	実施に関する考え方
手話通訳者設置事業	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者を配置します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を行います。

### ②第4期計画値と進捗状況

事業名	単位	数値	(参考) 第3期計画			第4期計画		
			24年	25年	26年	27年	28年	29年
手話通訳者設置	箇所	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2	2		
手話通訳者及び要約筆記者派遣事業	件数	計画値	600	600	600	664	664	664
		実績値	685	653	713	750		

(各年度年間利用実績)

※平成19年6月より社会福祉課(現在の生活支援課及び障がい者支援課)窓口到手話通訳者(火曜日9時から13時まで、木曜日13時から17時まで)を設置。平成23年4月より関宿支所に手話通訳者(金13時から17時まで)を設置。平成27年4月より社会福祉課が生活支援課と障がい者支援課に分割し障がい者支援課窓口到手話通訳者(火曜日9時から13時まで、木曜日13時から17時まで)を配置。

### ③実績と今後の取組について

計画を上回る実績となりました。今後も利用者の意向の把握に努めながら、事業を執行します。

### (3) 日常生活用具給付等事業

(本計画の19ページ)

#### ①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

地域で生活する障がい者に対し、日常生活用具を給付等することで、日常生活の利便性の向上を図ります。

#### ②第4期計画値と進捗状況

事業名	単位	数値	(参考) 第3期計画			第4期計画		
			24年	25年	26年	27年	28年	29年
介護・訓練支援用具	件数	計画値	13	13	13	5	5	5
		実績値	6	5	12	14		
自立生活支援用具	件数	計画値	31	31	31	18	18	18
		実績値	7	24	17	20		
在宅療養等支援用具	件数	計画値	14	14	14	18	18	18
		実績値	17	18	19	18		
情報・意思疎通支援用具	件数	計画値	24	24	24	12	12	12
		実績値	12	12	31	34		
排泄等管理支援用具	件数	計画値	2,514	2,614	2,718	2,687	2,687	2,687
		実績値	2,632	2,710	2,959	3,325		
居宅生活動作支援用具(住宅改修)	件数	計画値	5	5	5	3	3	3
		実績値	1	5	3	4		

- ・ 介護・訓練支援用具…特殊寝台等 (各年度年間利用実績)
- ・ 自立生活支援用具…入浴補助用具等
- ・ 在宅療養等支援用具…電気式たん吸引器等
- ・ 情報・意思疎通支援用具…点字器等
- ・ 排泄管理支援用具…ストーマ用装具等

#### ③実績と今後の取組について

定期的に購入しているストーマ装具などの排泄等管理支援用具の伸びが顕著です。利用者の意向の把握に努めながら、限られた予算の中で、効率的な事業を執行します。

#### (4) 移動支援事業

(本計画の20ページ)

##### ①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

外出支援により、地域での自主生活及び社会参加を促します。

##### ②第4期計画値と進捗状況

事業名	単位	数値	(参考) 第3期計画			第4期計画		
			24年	25年	26年	27年	28年	29年
移動支援	延時間 /年	計画値	13,765	14,472	15,179	14,784	14,784	14,784
		実績値	15,709	14,322	12,284	7,664		
		達成率	114.1%	99%	80.9%	51.8%		
	実人/ 年	計画値	142	149	156	135	135	135
		実績値	145	130	110	84		
		達成率	102.1%	87.2%	70.5%	62.2%		

(各年度年間利用実績)

##### ③実績と今後の取組について

児の日中活動のサービスにおいて、送迎を行う放課後等デイサービスに利用がシフトしたことにより、減少しました。

今後も利用児者の意向の把握に努めながら、限られた予算の中で、効率的な事業を執行します。

(5) 地域活動支援センター

(本計画の21ページ)

①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

利用者に創作的な活動の機会等を提供する事業(Ⅱ型又はⅢ型)を実施するほか、加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等の事業(Ⅰ型)を実施します。

②第4期計画値と進捗状況

			(参考) 第3期計画			第4期計画			
事業名	単位	数値	24年	25年	26年	27年	28年	29年	
地域活動支援センター	野田市利用分	箇所	計画値	3	3	3	4	4	4
			実績値	3	3	4	4		
			達成率	100%	100%	133%	100%		
		実人	計画値	50	50	50	119	119	119
			実績値	104	47	140	133		
			達成率	208%	94%	280%	118%		
	他市町村利用分	箇所	計画値	9	9	9	7	7	7
			実績値	7	8	9	6		
			達成率	78%	89%	100%	86%		
		実人	計画値	22	22	22	17	17	17
			実績値	34	28	20	15		
			達成率	154%	127%	91%	88%		

(各年度年間利用実績)

③実績と今後の取組について

野田市内利用分、他市町村利用分とも、前年度と比較し減少したものの、野田市内利用分については、計画値を上回りました。今後も利用者の意向の把握に努めながら、福祉サービスの向上のため、限られた予算の中で、効率的な事業を執行します。

(6) その他の事業

(本計画の22ページ)

①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、柔軟に障がい者のニーズに合った事業を実施し、障がい者の福祉の増進を図ります。

②第4期計画値と進捗状況

			(参考) 第3期計画			第4期計画		
事業名	単位	数値	24年	25年	26年	27年	28年	29年
その他の事業	訪問入浴サービス	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施		
	生活訓練事業	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施		
	日中一時支援事業	計画値	9,828	10,206	10,638	10,472	10,472	10,472
		実績値	10,398	10,509	9,872	9,359		
		達成率	105.7%	103%	92.7%	89.3%		
	スポーツ・レクリエーション教室開催事業	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施		
	点字・声の広報等発行事業	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施		
	奉仕員養成研修事業	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施		
	自動車運転免許取得・改造助成事業	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績値		実施	実施	実施	実施	実施		

(各年度年間利用実績)

③実績と今後の取組について

その他の事業については、日中一時支援事業が計画を下回ったものの各事業ともおおむね計画通りの実績となりました。今後も利用者の意向の把握に努めながら、福祉サービスの向上のため、限られた予算の中で、効率的な事業を執行します。

なお、日中一時支援事業においては、児の日中活動のサービスである、放課後等デーサービスに利用がシフトしたことにより、減少しました。

#### 4 障がい児を対象としたサービス

(本計画の 23 ページ)

事業名		実施に関する考え方
障害児相談支援		障がい児の通所サービスの利用に関する援助を行い、障害児支援計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに治療を行います。
	放課後等デイサービス	放課後や夏休み等に、生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、障がい児の自立を促進します。
	保育所等訪問支援	専門家が障がい児のいる保育所等を訪問し、集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。

##### ①サービス見込量の算出の考え方 (第4期計画より抜粋)

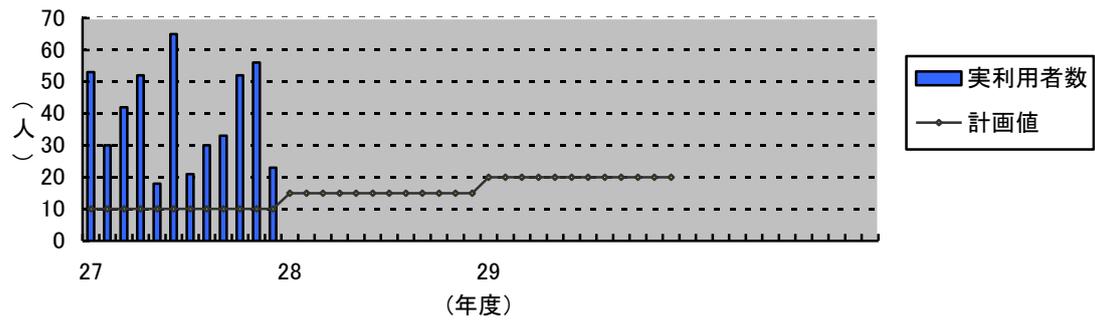
本計画から新たに設定した数値です。実績をみると増加傾向にあるため、平成27年度以降も増加傾向が継続すると見込まれます。

②第4期計画値と進捗状況

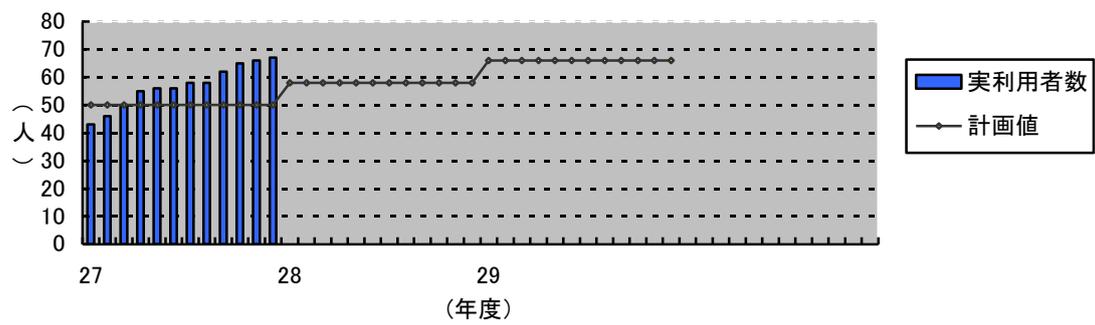
サービス名	単位	数値	第4期計画		
			27年	28年	29年
障害児相談支援	実人/月	計画値	10	15	20
		実績値	23		
		達成率	230%		
児童発達支援	延 人 日 /月	計画値	490	569	647
		実績値	582		
		達成率	118.78%		
	実人/月	計画値	50	58	66
		実績値	67		
		達成率	134%		
医療型児童発達支援	延 人 日 /月	計画値	104	138	173
		実績値	8		
		達成率	7.69%		
	実人/月	計画値	9	12	15
		実績値	0		
		達成率	0.00%		
放課後等デイサービス	延 人 日 /月	計画値	818	939	1,061
		実績値	1,302		
		達成率	159.17%		
	実人/月	計画値	81	93	105
		実績値	130		
		達成率	160.49%		
保育所等訪問支援	延 人 日 /月	計画値	12	18	24
		実績値	2		
		達成率	16.67%		
	実人/月	計画値	4	6	8
		実績値	2		
		達成率	50%		

(27年度実績は3月時点)

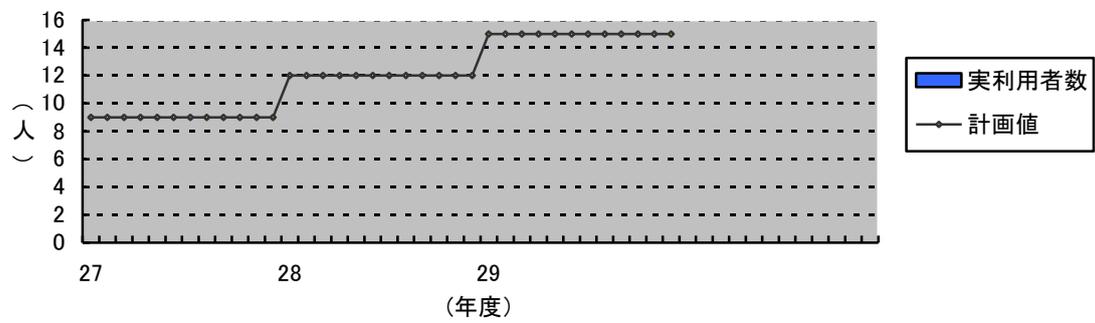
○障害児相談支援 利用者の推移



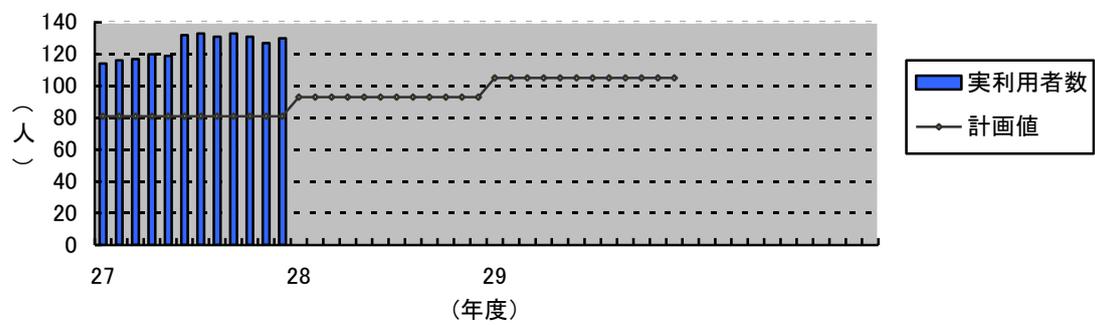
○児童発達支援 利用者数の推移



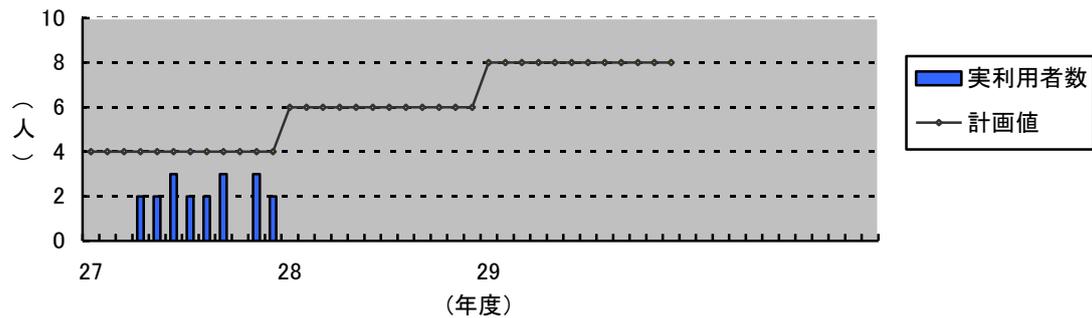
○医療型児童発達支援 利用者数の推移



○放課後等デイサービス 利用者数の推移



○保育所等訪問支援 利用者数の推移



○市内指定障害児相談支援事業所

No.	名称
1	相談支援センターいちいの木
2	地域活動支援センターさくら
3	相談支援事業所はーとふる
4	サポート芽吹
5	相談支援センターそよかぜ
6	野田市立こだま学園
7	相談支援事業所おひさま

(H28年3月時点、順不同)

○市内児童発達支援事業所

No.	名称
1	キッズセンターさくら(野田、関宿台町)
2	P i E C E
3	放課後等デイサービス S a n t a
4	わくわくスポーツ広場
5	アンディと T i a r a
6	しあわせの木(野田)
7	あしたば
8	野田市立こだま学園
9	野田市立あさひ育成園

(H28年3月時点、順不同)

○市内医療型児童発達支援事業所 無し

○市内放課後等デイサービス事業所

No.	名称
1	キッズセンターさくら(野田、関宿台町)
2	P i E C E
3	放課後等デイサービス S a n t a、C h e r i e
4	わくわくスポーツ広場
5	アンディと T i a r a
6	しあわせの木(野田)

(H28年3月時点、順不同)

○市内保育所等訪問支援事業所

No.	名称
1	野田市立こだま学園

(H28年3月時点、順不同)

③実績と今後の取組について

障がい児を対象としたサービスについては、平成24年度児童福祉法の改正により新設されたものとなり、障がい福祉計画への反映は第4期野田市障がい福祉計画からになります。そのため、前年度との比較はありません。

今後も、利用者の意向、事業者の参入動向の把握に努めながら、効率的な事業を執行します。